

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m ²)	建築基準法による 存続期間 (上段:始期,下段:終期)		特例による 活用期間 (上段:始期,下段:終期)		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						年	月	日	年	月	日	構造	階数 地上				棟数	区画数 (入居者数)
1	北幹線第一理美容店	福島市飯坂町平野字早川原20-1	浪江町	店舗	109.77	2012	2	7	2014	1	18	鉄骨造	1	1	2	浪江町美容組合・浪江理容グループ	仮設住宅の供与期間が2019年3月末まで延長され、その間、避難先における町民の生活を支えるとともに、事業者の事業再開支援に当該仮設建築物が必要であるため。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						2014	1	17	2019	3	31							
2	松川町仮設店舗(飯館村)	福島市松川町金沢地蔵田1-1	飯館村	物販店	125.34	2012	2	27	2014	2	2	鉄骨造	1	2	2	直売所なごみ・中華琥珀	原子力災害により避難を余儀なくされ、概ね10年での帰還を目指しており、住民の一定の生活サービスを確保する必要があるため。	原子力災害で避難地域となった飯館村内店舗の代替施設として整備したもので、避難住民の生活サービスのために必要不可欠である。
						2014	2	1	2023	3	31							
3	松川町高齢者サポート施設	福島市松川町金沢字地蔵田1-1	福島県	高齢者福祉施設	298.16	2012	3	23	2014	2	2	鉄骨造	1	1	1	(社医)秀公会	今般の震災に伴い発生した原子力災害により避難指示が出され、多くの飯館村民が避難を余儀なくされるとともに、帰還の目途が立っていない状況にあるが概ね10年での帰還を目指している。こうした状況において、避難している高齢者等の生活を支援する必要があるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2014	2	1	2023	3	31							
4	福島県立相馬農業高等学校飯館校サテライト校仮設校舎	福島市永井川字中西田14-1の一部(福島明成高等学校内)	福島県	高等学校	754.52	2012	5	9	2014	5	1	鉄骨造	2	1	1	相馬農業高校飯館校生徒職員	原子力災害により避難を余儀なくされ、帰還の目途が立たない状況下であるが概ね10年での帰還を目指しているため、それまでの間、生徒の適正な教育機会を確保する必要があるため。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された居住制限区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2014	4	30	2023	3	31							
5	福島県立富岡高等学校サテライト校仮設校舎	福島市飯坂町字後畑1番地(福島北高等学校内)	福島県	高等学校	626.28	2012	7	18	2014	7	1	鉄骨造	2	2	1	富岡高校生徒・職員約80名	原子力災害により避難を余儀なくされているが、2017年3月末をもって休校することとなり、解体を見据え2017年7月まで延長する。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された居住制限区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2014	6	30	2017	7	31							
6	浪江ライブラリ(仮設)	福島市笹谷字片目清水30-8	浪江町	図書館	69.56	2012	8	28	2014	8	1	木造造	1	1	1	浪江町	2019年上期までに図書館を閉館し、3月までに撤去を行う計画であったが、町民からの図書館の継続を求める声が大きく、2020年3月まで継続することになった。そのため、閉館後の蔵書整理及び土地受け渡しに必要な期間として2021年3月末まで活用期間を延長する必要があるため。	地震と原子力災害で被災した町営図書館の代替施設として整備された施設であり、町民の教育・文化振興に必要不可欠である。
						2014	7	31	2021	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m ²)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
7	福島県立福島高等学校仮設倉庫	福島市森合町15	福島県	高等学校	98.69	2012	9	5	2014	4	1	鉄骨造	1	1	1	福島高校	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、当初は事業が完了する2014年9月まで当該仮設建築物が必要であったが、校舎改築工事の進捗に遅延が生じ、事業が完了する2015年3月まで当該仮設建築物の存続が必要となるため。	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2014	3	31	2015	3	31							
8	地域高齢者サポート拠点	福島市笹谷字谷地前	福島県	高齢者福祉施設	339.20	2012	9	13	2014	2	1	木造	1	3	1	NPO jin	サポート拠点の運営は2020年3月末をもって終了する予定であり、解体に必要な期間を見込んで2021年3月末まで活用期間の延長が必要となる。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2014	1	31	2021	3	31							
9	飯舘中学校仮設校舎	福島市飯野町大字明治字藤柄	飯舘村	中学校	2,162.64	2012	11	27	2014	11	17	鉄骨造	2	1	1	飯舘村中学生	原子力災害により避難を余儀なくされ、概ね10年での帰還を目指しており、生徒の適正な教育機会を確保する必要があるため。	原子力災害で避難地域となった飯舘村内中学校の代替施設として整備したもので、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2014	11	16	2023	3	31							
10	福島No.3-B仮施設	福島市荒井北二丁目	福島市	自動車修理工場	509.55	2013	1	22	2014	2	8	鉄骨造	1	2	2	三陽自動車整備工場	早期の移転再開を目指しているが、当面、移転先が確保できるまで、事業再開支援のため、当該応急仮設建築物は必要である。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						2014	2	7	2020	3	31							
11	飯舘村合同幼稚園舎仮設校舎	福島市飯野町大久保字芝垣16-2	飯舘村	幼稚園	268.83	2013	3	1	2015	3	1	鉄骨造	2	2	1	幼児	原子力災害により避難を余儀なくされ、概ね10年での帰還を目指しており、幼児の適正な保育教育機会を確保する必要があるため。	原子力災害で避難地域となった飯舘村内幼稚園の代替施設として整備したもので、保育教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2015	2	28	2023	3	31							
12	仮設店舗(福島市荒井)	福島市荒井字上庭前5-1	浪江町	店舗	138.79	2014	4	17	2016	7	17	鉄骨造	1	2	1	半谷窯	入居事業者の元事業所が帰還困難区域である。特定復興再生拠点区域再生計画においては、2023年3月に当事業者の元事業所が立地する地域の解除を目標としている。よって、2023年3月まで活用延長が必要である。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						2016	7	16	2023	3	31							
13	仮設店舗(簡易郵便局)	福島市松川町金沢字土戸目喜1番11	飯舘村	仮設店舗	32.64	2014	5	29	2014	10	28	鉄骨造	1	1	1	比曾簡易郵便局	原子力災害により避難を余儀なくされ、概ね10年での帰還を目指しており、住民の利便性を確保する必要があるため。	原子力災害で避難地域(帰還困難区域)となった飯舘村内簡易郵便局の代替施設として整備したもので、郵便・金融の面で住民の利便性確保のために必要不可欠である。
						2014	10	27	2023	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (m ²)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
14	松長近隣公園地域 高齢者等サポート 拠点施設	会津若松市一箕町松 長一丁目17-1	福島県	高齢者福祉施設	291.90	2011	12	27	2013	12	13	木造 造	1	1	1	(福)大熊町社会福祉 協議会	サポートセンターの運営は2017年 度をもって終了しており、解体に必 要な期間を見込んで、2020年3月末 まで活用期間の延長が必要となる。 。	当該施設は地震等で被災した高齢 者福祉施設の代替として整備され た仮設建築物であり、高齢者の日 常生活に必要なサービスを提供す るために必要不可欠である。
						2013	12	12	2020	3	31							
15	松長近隣公園仮設 店舗	会津若松市一箕町松 長一丁目17-1	大熊町	店舗	209.34	2012	1	24	2014	1	7	鉄骨 造	1	1	3	合同会社おみせ屋さ ん	今般の震災に伴い発生した原子力 災害により避難指示が出され、多く の住民が避難を余儀なくされると も、帰還の目的が立っていない 状況にある。こうした状況におい て、避難先の会津若松市との行政 財産使用許可期間満了の2019年3 月まで仮設住宅に入居している避 難者への買い物支援を行う必要が あるため。	原子力災害により避難指示が出さ れ、全住民が避難を余儀なくされ ており、大熊町内の代替として商業 施設が近くない仮設住宅入居者の ために当該施設を整備している。
						2014	1	6	2019	3	31							
16	大熊町立大熊中学 校仮設校舎	会津若松市一箕町大 字八幡字門田9-2の 一部(6,598.7m ²)	大和リース(株) 福島支店 (大熊町)	中学校	2,666.91	2013	7	18	2015	3	20	鉄骨 造	1	4	1	大熊町中学校生徒職 員	今般の震災に伴い発生した原子力 災害により避難指示が出され、多く の住民が避難を余儀なくされると も、帰還の目的が立っていない 状況にある。現在在籍している1年 生が卒業する予定の2020年度末 まで延長が必要であるため。	当該仮設建築物は、原子力災害に より避難指示が出された地区内の 代替施設として整備されたもので、 教育機会の確保のため必要不可欠 であるため。
						2015	3	19	2021	3	31							
17	セブンイレブン ビッ グパレットふくしま前 仮設店舗店	郡山市南二丁目 46,47,48,50	(株)セブンイレブン ジャパン	日用品の販売を 主目的とする店 舗	132.08	2011	10	28	2013	11	15	鉄骨 造	1	1	1	セブンイレブンジャ パン	原発事故で被災した仮設住宅避難 者の買い物支援は住民の日常生 活に必要であり、富岡町災害復興 計画で定める帰還年度(2017年度 以降)開始までは必要であるため。	原発事故で被災した店舗の代替と して整備された仮設建築物は、帰 還するまで住民の日常生活に必要 なサービスの提供に必要不可欠で ある。
						2013	11	14	2017	3	31							
18	福島県立安積黎明 高等学校仮設校舎	郡山市長者二丁目82 番の1の一部	福島県	高等学校	2,965.92	2011	12	26	2013	11	1	鉄骨 造	2	3	1	安積黎明高校生徒・ 職員約1,100名	被災した校舎は解体・改築する事 業計画であり、事業が完了する 2014年9月まで当該仮設建築物が 必要であるため。	当該仮設建築物は、地震で被災し た校舎の代替として整備されてお り、教育機会の確保のために必要 不可欠である。
						2013	10	31	2014	9	30							
19	福島県応急仮設住 宅地域高齢者等サ ポート拠点	郡山市南一丁目 94,103	福島県	高齢者福祉施設	317.99	2012	1	4	2013	10	1	木造 造	1	1	1	(社)川内村社会福祉 協議会	今般の震災に伴い発生した原子力 災害により避難指示が出され、多く の住民が避難を余儀なくされてい る。応急仮設建築物の存続期間を 村としては概ね10年と想定してお り、こうした状況において、避難し ている高齢者等の生活を支援する 必要があるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設 の代替として整備された仮設建築 物は、高齢者等の日常生活に必要 なサービスの提供のために必要不 可欠である。
						2013	9	30	2021	9	5							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m ²)	建築基準法による 存続期間 (上段:始期,下段:終期)		特例による 活用期間 (上段:始期,下段:終期)		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						年	月	日	年	月	日	構造	階数 地上				棟数	区画数 (入居者数)
						年	月	日	年	月	日							
20	富岡町こおりやま児童クラブ(旧川内村国民健康保険仮設診療所)	郡山市南一丁目94番地、103番地	富岡町	児童施設	126.21	2012	1	4	2013	12	15	木造 造	1	1	1	富岡町職員6名	仮設住宅の供与期間が2020年3月末まで延長され、その間、避難している住民等の日常生活に必要なサービスを提供する必要があるため。また、解体に必要な期間を見込んで2021年3月末まで活用期間の延長が必要となる。	原発事故により被災した富岡町内同施設の代替として整備された仮設建築物は、被災者支援の観点から必要不可欠である。
						2013	12	14	2021	3	31							
21	川内村 あれ・これ市場	郡山市南一丁目94の一部	福島県 (管理者:川内村)	物品販売店舗	91.07	2012	2	8	2014	3	15	鉄骨 造	1	1	1	川内村商工会	今般の震災に伴い発生した原子力災害により避難指示が出され、多くの住民が避難を余儀なくされている。応急仮設建築物の存続期間を村としては概ね10年と想定しており、こうした状況において、南一丁目仮設住宅にはまだ130戸に住民が入居している生活しているおり、高齢世帯が多く市内での買い物が多いことから生活必需品を購入するのに必要であるため。	原発事故で被災した店舗の代替として整備された仮設建築物は、帰還するまで住民の日常生活に必要なサービスの提供に必要不可欠である。
						2014	3	14	2021	12	21							
22	郡山市南一丁目応急仮設住宅 ペットシェルター	郡山市南一丁目103,94	富岡町・川内村	ペットシェルター	27.30	2012	2	29	2013	9	1	木造 造	1	1	1	仮設住宅居住者ペット	今般の震災に伴い発生した原子力災害により避難指示が出され、多くの住民が避難を余儀なくされている。南一丁目仮設住宅ではペットの飼育はできず、避難者が帰還するまでは必要であり、応急仮設建築物の存続期間を川内村としては概ね10年と想定しているため。	原発事故で被災した物の代替として整備されたものであり、仮設住宅の公衆衛生上、必要不可欠である。
						2013	8	31	2021	11	15							
23	富岡町役場仮設庁舎	郡山市大槻町字西ノ宮48-5	富岡町	事務所	990.70	2012	5	1	2014	3	15	鉄骨 造	2	1	1	富岡町職員30名	2023年4月の特定復興再生拠点区域の避難指示解除を目指しており、現在も町外で避難生活をせざるを得ない方々への継続したサービス提供が必要であるが、施設の老朽化など、利用者の安全を確保する必要があることから、2022年3月までに現仮設建築物から新たな施設へ移転する計画である。以上のことから、移転までの間、当該仮設建築物が必要である。	原発事故で被災した役場の代替として整備された仮設庁舎は、住民の日常生活に必要なサービスの提供に必要不可欠である。
						2014	3	14	2022	3	31							
24	福島県立安積黎明高等学校渡り廊下	郡山市長者二丁目82番地1の一部	福島県	高等学校	0.00	2012	5	1	2014	4	20	鉄骨 造	1	1	1	安積黎明高校	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、事業が完了する2014年9月まで当該仮設建築物が必要であるため。	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2014	4	19	2014	9	30							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m ²)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
25	富岡町高齢者等サポート拠点	郡山市富田町字町田33.35番の各一部	福島県	高齢者福祉施設	327.92	2012	6	27	2014	3	12	木造 造	1	1	1	(社)富岡町社会福祉協議会	仮設住宅の供与期間が2020年3月末で終了し、サポート拠点の運営も2020年3月をもって終了する予定であるが、解体については、仮設住宅の一部の住民の転居の見通しがついておらず、退去が遅れる見通しであるため、住民にストレスをかける影響を考慮し、慎重に進める必要があることから2021年3月末まで1年延長する。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2014	3	11	2021	3	31							
26	富岡町仮設養護老人ホーム東風荘	郡山市菜根二丁目102番地1	富岡町	高齢者福祉施設	1,848.39	2013	2	18	2015	3	15	鉄骨 造	1	2	1	施設職員20名、入所者39名	富岡町災害復興計画(第二次)及び保健・福祉アクションプランに基づき、2021年度中に町内に介護保険施設を整備する方針であることから、当該施設は2021年度をもって閉所とし、解体期間を考慮し、2022年度末までを活用期間とする必要があるため。	原発事故で被災した町内同施設の代替として整備された仮設建築物は、被災高齢者の生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2015	3	14	2023	3	31							
27	郡山市立金透小学校仮設校舎	郡山市堂前町45番1.73番1	郡山市	仮設校舎(小学校)	374.40	2013	4	8	2013	8	1	鉄骨 造	1	1	1	生徒	地震で被災した校舎は柱にせん断破壊が多数発生し、半壊の判定を受けた棟もあるため改築も含めた復旧方法の検討に時間を要した。2012年9月から着手した設計業務に12ヶ月、工事期間に18ヶ月の期間を要するため、再建が可能な2015年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。	地震で被災した校舎は柱にせん断破壊が多数発生し、既存校舎の大部分が使用できなくなった。不足する普通教室確保のため整備した仮設校舎は児童の教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2013	7	31	2015	3	31							
28	仮設前処理テント他	郡山市日和田町高倉字追越92-1の一部他	福島県	下水汚泥焼却前処理施設	1,436.70	2013	7	31	2015	11	1	鉄骨 造	1	3	1	(株)神戸製鋼所	今般の震災に伴い発生した原子力災害により、下水汚泥から放射性物質が検出され、下水処理場内に汚泥を保管してきた状況にある。現在も従来の処分ができない状態であるが、汚泥処理計画に基づき、2017年4月には通常の処分を行う予定であることから、それまでの間、放射性汚染廃棄物の減容化処理を行う必要があるため。	原子力災害に基づき県内に飛散した放射性物質は、本来は外部への飛散がないよう東京電力福島第一原子力発電所サイト内で厳重に管理し処理するものであるが、東京電力福島第一原子力発電所が被災したため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。放射線への不安払拭や拡散防止の観点から原発からの放射線の影響がなくなるまでは必要不可欠である。
						2015	10	31	2017	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
29	汚泥焼却施設他	郡山市日和田町高倉 字阿久土26-1の一部 他	福島県	下水汚泥 焼却施設	1,456.61	2013	7	31	2015	11	1	鉄骨造	1	2	1	㈱神戸製鋼所	今般の震災に伴い発生した原子力 災害により、下水汚泥から放射性 物質が検出され、下水処理場内に 汚泥を保管してきた状況にある。現 在も従来の処分ができない状態 であるが、汚泥処理計画に基づき、 2017年4月には通常の処分を行う 予定であることから、それまでの 間、放射性汚染廃棄物の減容化処 理を行う必要があるため。	原子力災害に基づき県内に飛散し た放射性物質は、本来は外部への 飛散がないよう東京電力福島第一 原子力発電所サイト内で厳重に管 理し処理するものであるが、東京電 力福島第一原子力発電所が被災し たため、その機能を代替するもの として当該建築物を建設した。放射線 への不安払拭や拡散防止の観点 から原発からの放射線の影響がな くなるまでは必要不可欠である。
						2015	10	31	2017	3	31							
30	富岡町役場仮設庁 舎(会議室)	郡山市大槻町西ノ宮 40-1、40-3、39-4	富岡町	庁舎 (事務所)	137.57	2013	9	25	2015	7	1	鉄骨造	1	1	1	富岡町役場	仮設住宅の供与期間が2018年3月 まで延長され、その間、避難先での 住民サービスの提供に必要である ため。	原発事故で被災した役場の代替と して整備された仮設庁舎は、住民 の日常生活に必要なサービスの提 供に必要不可欠である。
						2015	6	30	2018	3	31							
31	福島県立いわき総合 高等学校仮設校舎	いわき市内郷内町駒 谷3-1他10筆	福島県	高等学校	2,193.41	2011	12	14	2013	12	14	鉄骨造	2	3	1	いわき総合高校生徒・ 職員約810名	被災した校舎は解体・改築する事 業計画であり、事業が完了する 2015年12月まで当該仮設建築物が 必要であるため。	当該仮設建築物は、地震で被災し た校舎の代替として整備されてお り、教育機会の確保のために必要 不可欠である。
						2013	12	13	2015	12	31							
32	福島県立湯本高等 学校仮設校舎	いわき市常磐上湯長 谷町五反田55	福島県	高等学校	4,360.23	2011	11	28	2013	11	28	鉄骨造	2	5	1	湯本高校生徒・職員 約1,000名	被災した校舎は解体・改築する事 業計画であり、事業が完了する 2014年12月まで当該仮設建築物が 必要であるため。	当該仮設建築物は、地震で被災し た校舎の代替として整備されてお り、教育機会の確保のために必要 不可欠である。
						2013	11	27	2014	12	31							
33	久之浜仮設店舗・事 務所	いわき市久之浜町久 之浜字糠塚15	いわき市	店舗・事務所	286.95	2011	11	25	2013	11	12	鉄骨造	1	3	11	久之浜町商工会他事 業者	被災した従前の店舗・事務所は、震 災復興土地地区画整理事業の進捗 に合わせ再建していく予定であり、 当該土地地区画整理事業における基 盤整備が当初よりも2年延長し2017 年度中の完了を予定していること から、2018年3月まで当該仮設建 築物は必要であるため。	地震・津波により被災した店舗・事 務所の代替として整備された仮設 建築物は、住民の日常生活に必要 なサービスの提供のため、必要不 可欠である。
						2013	11	11	2018	3	31							
34	福島県立勿来工業 高等学校仮設校舎	いわき市植田町堂ノ 作10,10-2,38-1,38- 2,42-1、西荒田26-3,小 名田33-1他	福島県	高等学校	1,821.70	2012	2	27	2013	12	1	鉄骨造	2	2	1	勿来高校生徒・職員 約490名	被災した校舎は解体・改築する事 業計画であり、当初は事業が完了 する2014年12月まで当該仮設建 築物が必要であったが、校舎改築工 事の進捗に遅延が生じ、事業が完 了する2015年6月まで当該仮設建 築物の存続が必要となるため。	当該仮設建築物は、地震で被災し た校舎の代替として整備されてお り、教育機会の確保のために必要 不可欠である。
						2013	11	30	2015	6	30							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間			構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明	
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)			構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)				
						年	月	日	年	月								日
35	福島県立磐城農業 高等学校仮設校舎	いわき市植田町小名 田60	福島県	高等学校	2,593.88	2012	2	10	2013	12	1	鉄骨造	2	4	1	磐城農業高校生徒・ 職員約500名	被災した校舎は解体・改築する事 業計画であり、事業が完了する 2015年12月まで当該仮設建築物が 必要であるため。	当該仮設建築物は、地震で被災し た校舎の代替として整備されてお り、教育機会の確保のために必要 不可欠である。
						2013	11	30	2015	12	31							
36	仮設デイサービス (楡葉町)	いわき市平上山口字 下大沢1-7他	福島県	高齢者福祉施設	307.23	2012	4	19	2013	9	16	木造造	1	1	1	(福)楡葉町社会福祉 協議会	サポートセンターの運営は2017年 度をもって終了したが、解体に必要 な期間を見込んで、2019年3月末 まで活用期間の延長が必要となる。	当該施設は地震等で被災した高齢 者福祉施設の代替として整備され た仮設建築物であり、高齢者の日 常生活に必要なサービスを提供す るために必要不可欠である。
						2013	9	15	2019	3	31							
37	江名仮設公民館・市 民サービスセンター	いわき市江名字北口 257-1	いわき市	公民館	135.01	2012	1	23	2013	12	17	鉄骨造	1	1	1	いわき市職員	被災した江名公民館の建替えは、 2013年6月より土地造成工事に着 手し、同年8月より特殊基礎工事、 2014年1月より建築工事と進め、 2014年度末の竣工、供用開始を予 定していることから、2015年3月 まで当該仮設建築物は必要である ため。	地震や津波で被災した江名公民館 及び江名市民サービスセンターの 代替として整備された仮設建築物 は、地区における行政サービス提 供の場として必要不可欠である。
						2013	12	16	2015	3	31							
38	中央台仮設店舗(楡 葉町)	いわき市中央台高久 四丁目18-6	楡葉町	店舗	71.22	2012	2	1	2014	1	21	鉄骨造	1	2	3	小売業等	2018年3月末で当該応急仮設建 築物の利用が終了することとなり、 その後の解体期間を見込むと2018 年9月末まで活用期間の延長が必要 となる。	福島第一原子力発電所の事故によ り被災した店舗の代替施設であり、 避難した町民への生活サービス提 供のために必要不可欠である。
						2014	1	20	2018	9	30							
39	いわき中央台東仮設 郵便局	いわき市中央台高久 二丁目11-1	日本郵便(株)	仮設郵便局	97.50	2012	2	15	2013	12	11	鉄骨造	1	1	1	いわき市中央台東郵 便局社員3名	当該仮設建築物は、近接する仮設 住宅に居住する方等の利用に供し ているものであり、いわき市にお ける災害公営住宅整備事業が2015 年度中の完了を予定していること から、撤去期間(1月と想定)を含 め、2016年4月まで当該仮設建 築物は必要であるため。	地震・津波により被災した豊岡郵便 局の移転として設置された仮設郵 便局であり、仮設住宅に近接するこ とから、住民の日常生活に必要な サービスを提供するために必要不 可欠である。
						2013	12	10	2016	4	30							
40	四倉町工業団地仮 設事業所C区画(楡 葉町・大熊町)	いわき市四倉町字芳 ノ沢1-51,1-52,1-53	楡葉町	事務所・工場・倉 庫	3,841.80	2012	3	30	2014	2	22	鉄骨造	1	23	6	運送業・食品加工業 等	原子力災害の避難指示により帰還 の目途が立っていない状況にある ほか、津波被害等により操業場所 が確保できない状況にあり、当面、 事業再開支援のため、楡葉町・大 熊町の2町にとって当該応急仮設 建築物が必要である。	原発事故又は津波等で被災した各 企業の代替事務所として整備され た仮設建築物は、企業活動継続支 援・雇用の場の確保のため必要不 可欠である。
						2014	2	21	2023	3	31							
41	上荒川仮設店舗(楡 葉町)	いわき市平上荒川字 後沢33-2	楡葉町	店舗	126.74	2012	3	13	2014	3	8	鉄骨造	1	3	6	食品小売業等	2018年3月末で当該応急仮設建 築物の利用が終了することとなり、 その後の解体期間を見込むと2018 年9月末まで活用期間の延長が必要 となる。	福島第一原子力発電所の事故によ り被災した店舗の代替施設であり、 避難した町民への生活サービス提 供のために必要不可欠である。
						2014	3	7	2018	9	30							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m ²)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
42	仮設デイサービス(双葉町)	いわき市南台三丁目1-1	福島県	デイサービス	317.99	2012	3	30	2013	12	14	木造 造	1	1	1	(社)双葉町社会福祉協議会	原発事故により、町民の帰還時期の見通しは立っていないが、2015年3月に策定した双葉町まちづくり長期ビジョンでは、5年後から10年後を復興着手期としており、最低限その最初の区切りである2019年度末までは、避難している高齢者の生活を支援する必要があるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2013	12	13	2020	3	31							
43	仮設住宅(ペットシェルター:富岡町)	いわき市泉玉露二丁目10-1	富岡町	ペットシェルター	31.33	2012	5	10	2013	9	15	鉄骨 造	1	3	1	仮設住宅居住者等	仮設住宅の供与期間が2019年3月末まで延長され、その間、住民の日常生活に必要なサービスを提供するため。	原発事故で被災した物の代替として整備されたものであり、仮設住宅の公衆衛生上、必要不可欠である。
						2013	9	14	2019	3	31							
44	四倉町工業団地仮設事業所F区画(檜葉町・富岡町・大熊町)	いわき市四倉町字芳ノ沢1-54,1-55	富岡町	事務所・工場・倉庫	3,225.69	2012	5	31	2014	4	18	鉄骨 造	1	19	4	自動車整備業・建設業等	原子力災害の避難指示により帰還の目的が立っていない状況にあるほか、津波被害等により操業場所が確保できない状況にあり、当面、事業再開支援のため、檜葉町・大熊町・富岡町の3町にとって当該施設が必要不可欠である。	原発事故で被災した各企業の代替事務所として整備された仮設建築物は、企業活動継続支援・雇用の場の確保のため必要不可欠である。
						2014	4	17	2024	3	31							
45	四倉町工業団地仮設事業所A区画(大熊町・浪江町)	いわき市四倉町字芳ノ沢1-42	大熊町	事務所・工場・倉庫	1,513.99	2012	5	30	2014	5	16	鉄骨 造	1	11	6	運送業・自動車整備業等	原子力災害の避難指示により帰還の目的が立っていない状況にあり、当面、事業再開支援のため、大熊町・浪江町にとって当該応急仮設建築物が必要である。 また、大熊町については、現在、特定復興再生拠点区域内に、産業交流施設及び中央産業拠点の供用を2024年度中に予定しているため。	原発事故で被災した各企業の代替事務所として整備された仮設建築物は、企業活動継続支援・雇用の場の確保のため必要不可欠である。
						2014	5	15	2025	3	31							
46	南台仮設店舗(双葉町)	いわき市南台三丁目1-1	双葉町	店舗	113.80	2012	6	29	2014	6	21	鉄骨 造	1	2	1	(有)マルマサ食品(松本正道)	東日本大震災及び原子力発電所の事故により町内全域が未だに避難区域になっており、町民の帰還時期についても見通しが立たない中、応急仮設住宅の供与期間の延長に伴い、避難者の利便性を確保していくため、2018年3月末までは最低限必要である。	双葉町大字新山地区でも商業店舗を備えており、原発事故の避難先でも同郷の町民の利便性確保のために必要不可欠である。
						2014	6	20	2018	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m ²)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
47	福島県立富岡支援学校サテライト校仮設校舎	いわき市平馬目字馬目崎61	福島県	特別支援学校	1,967.87	2012	11	19	2014	6	30	軽量鉄骨造	2	2	1	富岡支援学校小学部児童32名・職員約20名	令和6年度中に本設校舎の工事が完了する予定であり、本設校舎竣工後の解体に必要な期間を見込み、2025年9月末まで活用期間の延長が必要である。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された警戒区域・帰還困難区域に近接した校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2014	6	29	2025	9	30							
48	仮設デイサービス(楡葉町)	いわき市平上山口字小喜目作34-1他	福島県	高齢者福祉施設	298.11	2012	7	30	2014	3	27	木造 造	1	1	1	(福)楡葉町社会福祉協議会	サポートセンターの運営は2017年度をもって終了したが、解体に必要な期間を見込んで、2019年3月末まで活用期間の延長が必要となる。	当該施設は地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物であり、高齢者の日常生活に必要なサービスを提供するために必要不可欠である。
						2014	3	26	2019	3	31							
49	四倉町工業団地仮設事業所J区画(楡葉町・富岡町)	いわき市四倉町字芳ノ沢1-63	富岡町	事務所・工場・倉庫	3,411.31	2012	8	1	2014	7	6	鉄骨 造	1	20	1	電気工事業・建設業等	令和3年度に全ての事業者が退去の予定であり、解体に必要な期間を見込み、2023年3月末まで活用期間の延長が必要である。	原発事故で被災した各企業の代替事務所として整備された仮設建築物は、企業活動継続支援・雇用の場の確保のため必要不可欠である。
						2014	7	5	2023	3	31							
50	上荒川仮設店舗(楡葉町)	いわき市平上荒川字後沢33-2	楡葉町	店舗・作業場	54.61	2012	8	2	2014	7	26	鉄骨 造	1	1	1	ベーカリーハウスアルジャーノン	2018年3月末で当該応急仮設建築物の利用が終了することとなり、その後の解体期間を見込むと2018年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	福島第一原子力発電所の事故により被災した店舗の代替施設であり、避難した町民への生活サービス提供のために必要不可欠である。
						2014	7	25	2018	9	30							
51	四倉町工業団地仮設事業所K区画(大熊町)	いわき市四倉町字芳ノ沢1-60	大熊町	事務所・工場・倉庫	3,079.61	2012	8	31	2014	7	16	鉄骨 造	1	21	16	建設業等	原子力災害の避難指示により帰還の目的が立っていない状況にあり、当面、事業再開支援のため、大熊町にとって当該応急仮設建築物が必要である。 また、現在、特定復興再生拠点区域内に、産業交流施設及び中央産業拠点の供用を2024年度中に予定しているため。	原発事故で被災した各企業の代替事務所として整備された仮設建築物は、企業活動継続支援・雇用の場の確保のため必要不可欠である。
						2014	7	15	2025	3	31							
52	福島県立いわき翠の杜高等学校仮設倉庫	いわき市内郷綴町板宮2	福島県	高等学校(倉庫)	105.30	2012	9	24	2014	4	11	鉄骨 造	1	1	1	いわき翠の杜高校	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、当初は事業が完了する2015年3月まで当該仮設建築物が必要であったが、校舎改築工事の進捗に遅延が生じ、事業が完了する2015年6月まで当該仮設建築物の存続が必要となるため。	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2014	4	10	2015	6	30							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m ²)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
53	豊間区連絡所	いわき市平豊間字榎町73-1	いわき市平豊間区	事務所	26.43	2012	9	24	2014	9	4	木造 造	1	1	1	いわき市平豊間区	被災した豊間集会所は、震災復興地区区画整理事業の進捗に合わせて整備していく予定であり、当該地区区画整理事業における基盤整備が2017年度中の完了を予定していることから、その後の移転に係る期間を考慮すると、豊間集会所の再建は、2018年度中と見込まれるため。	地震・津波により被災した豊間集会所の代替として整備された仮設建築物は、現在、いわき市平豊間区が入所し、専門家による住民相談会を開催している他、住民が集うことができる場として活用されており、コミュニティの再生のために必要不可欠である。
						2014	9	3	2019	3	31							
54	平中神谷仮設店舗(浪江町)	いわき市平中神谷字十二所河原7-1	浪江町	店舗	222.14	2012	11	19	2014	9	20	鉄骨 造	2	4	2	菅原陶器店・渡辺モーター	2017年3月の避難指示解除を想定しているが、震災以前のような生活環境はまだ整っていないため、浪江町復興計画【第一次】における本格復興期であり、事業所再開支援を行ってこれを実現させる時期としている2021年3月まで事業再開支援に必要なため活用期間を延長する。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要な不可欠である。
						2014	9	19	2021	3	31							
55	高久フィットネス(榎葉町)	いわき市上山口字小喜作34-1	(株)日本フットボールヴィレッジ	フィットネスジム	118.33	2012	10	5	2014	9	20	鉄骨 造	1	1	1	(株)日本フットボールヴィレッジ	2018年3月末で当該応急仮設建築物の利用が終了することとなり、その後の解体期間を見込むと2018年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	福島第一原子力発電所の事故により被災したJヴィレッジフィットネスジムの代替として整備され、町民の健康維持のために必要不可欠である。
						2014	9	19	2018	9	30							
56	サテライト校仮設便所(いわき明星大学内)	いわき市中央台飯野5丁目5-1(いわき明星大学内)	福島県	高等学校(サテライト校仮設便所)	49.68	2012	12	25	2014	12	1	鉄骨 造	1	1	1	双葉高校・双葉翔陽高校・富岡高校で共有	原子力災害により避難を余儀なくされているが、2017年3月末をもって休校することとなり、解体を見据え2017年7月まで延長する。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された警戒区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2014	11	30	2017	7	31							
57	仮設デイサービス(広野町・川内村)	いわき市四倉町字鬼越114-2	福島県	高齢者福祉施設	268.30	2012	12	21	2013	11	22	木造 造	1	1	1	(社)広野町社会福祉協議会	震災に伴い発生した原子力災害から3年半を経過し、復興のための施策に取り組み、住民の帰還を進めているところであるが、未だ多くの住民が、仮設住宅等での避難を余儀なくされている。高齢者等サポート拠点である本施設は、被災高齢者に生活相談や地域交流の場を提供するなど、重要な役割を果たしているため、併設する仮設住宅における被災高齢者の生活が見込まれる2018年3月までは存続させる必要がある。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2013	11	21	2018	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m ²)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						(上段:始期、下段:終期)		(上段:始期、下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
58	仮設集会所(豊間復興協議会)	いわき市平豊間字榎町73-1	ふるさと豊間復興協議会	集会所	44.43	2013	2	14	2015	2	11	鉄骨造	1	1	1	ふるさと豊間復興協議会	被災した豊間集会所は、震災復興土地区画整理事業の進捗に合わせて整備していく予定であり、当該土地区画整理事業における基盤整備が2017年度中の完了を予定していることから、その後の移転に係る期間を考慮すると、豊間集会所の再建は2018年度中となることが見込まれるため。	地震・津波により被災した豊間集会所の代替として整備された仮設建築物は、現在、ふるさと豊間復興協議会が入所し、地域の情報発信に取り組んでおり、地域のコミュニティ意識の醸成のため必要不可欠である。
						2015	2	10	2019	3	31							
59	富岡町いわきサポートセンター	いわき市好間町上好間字道成川原15番8	桜田工業(株)(管理者:富岡町)	高齢者福祉施設	306.39	2012	12	10	2014	12	11	木造	1	1	1	クリナップキャリアサービス	富岡町災害復興計画(第二次)及びアクションプランに基づき、2021年3月まで同施設で避難している高齢者等の日常生活に必要なサービスを提供する。2021年3月末で同施設は閉鎖となり、解体完了を2022年3月末としていることから、延長が必要である。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2014	12	10	2022	3	31							
60	小名浜魚市場仮設事務所	いわき市小名浜字栄町5-1	いわき市	仮設作業場、倉庫、事務所	716.51	2012	8	8	2014	7	26	鉄骨造	1	3	2	・小名浜機船底曳網漁業協同組合 ・小名浜水産加工業協同組合	当該仮設事務所は、震災に伴う津波等で被災した小名浜魚市場事業者のために整備されたものであり、当該被災事業者の移転予定先である新魚市場の供用開始が2014年度中を目途としていることや魚市場供用開始後も仮設事務所の整理・引越・解体に一定程度期間(4カ月程度)を見込む必要があるため。	当該仮設事務所は、地震に伴う津波等で被災した小名浜魚市場の代替施設として整備されており、小名浜魚市場事業者の事業再開支援に必要不可欠である。
						2014	7	25	2015	7	25							
61	あおぞらこども園中央台仮設園舎	いわき市中央台飯野五丁目6-1	檜葉町	保育所	422.78	2013	3	26	2015	3	19	鉄骨造	1	1	1	あおぞらこども園園児	檜葉町では、町内での教育機関再開を2017年4月からとしている。2016年度末で同施設は閉鎖となり、解体完了を2017年6月末としているため。	地震等で被災した檜葉町内保育所の代替施設として整備したもので、教育機会確保のために必要不可欠である。
						2015	3	18	2017	6	30							
62	檜葉町立檜葉小中学校中央台仮設校舎	いわき市中央台飯野五丁目6-1	檜葉町	小・中学校	2,406.68	2013	3	26	2015	3	19	鉄骨造	2	4	3	檜葉南小学校児童 檜葉北小学校児童 檜葉中学校生徒	檜葉町では、町内での教育機関再開を2017年4月からとしている。2016年度末で同施設は閉鎖となり、解体完了を2017年6月末としているため。	地震等で被災した檜葉町内小学校、中学校の代替施設として整備したもので、教育機会確保のために必要不可欠である。
						2015	3	18	2017	6	30							
63	檜葉町立檜葉小中学校中央台仮設校舎 会議室	いわき市中央台飯野五丁目6-1	檜葉町	小・中学校 会議室	33.21	2014	4	24	2015	3	19	鉄骨造	1	1	3	檜葉南小学校児童 檜葉北小学校児童 檜葉中学校生徒	檜葉町では、町内での教育機関再開を2017年4月からとしている。2016年度末で同施設は閉鎖となり、解体完了を2017年6月末としているため。	地震等で被災した檜葉町内小学校、中学校の代替施設として整備したもので、教育機会確保のために必要不可欠である。
						2015	3	18	2017	6	30							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m ²)	建築基準法による 存続期間 (上段:始期,下段:終期)		特例による 活用期間 (上段:始期,下段:終期)		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						年	月	日	年	月	日	構造	階数 地上				棟数	区画数 (入居者数)
64	檜葉町立檜葉小中学校中央台仮設校舎 図書室	いわき市中央台飯野五丁目6-1	檜葉町	小・中学校 図書室	38.07	2013	8	30	2015	3	19	鉄骨造	1	1	3	檜葉南小学校児童 檜葉北小学校児童 檜葉中学校生徒	檜葉町では、町内での教育機関再開を2017年4月からとしている。2016年度末で同施設は閉鎖となり、解体完了を2017年6月末としているため。	地震等で被災した檜葉町内小学校、中学校の代替施設として整備したもので、教育機会確保のために必要不可欠である。
						2015	3	18	2017	6	30							
65	福島県立双葉高等学校サテライト校カウンセリングルーム	いわき市中央台飯野五丁目5-1	福島県	高等学校(カウンセリングルーム)	30.38	2013	8	7	2015	8	1	鉄骨造	1	2	1	双葉高校	今般の震災に伴い発生した原子力災害により避難指示が出され、多くの住民が避難を余儀なくされている。双葉町復興計画案では、災害から6年後に帰還時期を判断することとしており、それまでの間生徒に適正な教育機会を確保する必要があるため。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された居住制限区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2015	7	31	2017	3	31							
66	福島県立磐城農業高等学校倉庫	いわき市植田町小名田60	福島県	高等学校(倉庫)	38.97	2013	6	14	2015	4	1	鉄骨造	1	1	1	磐城農業高校生徒・職員約500名	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、事業が完了する2015年12月まで当該仮設建築物が必要であるため。	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2015	3	31	2015	12	31							
67	福島県立いわき総合高等学校倉庫	いわき市内郷町内町駒谷3-1、27-1、27-2、29-1、37-1、46、48-1、102	福島県	高等学校(倉庫)	190.44	2013	4	26	2015	5	1	鉄骨造	1	3	1	いわき総合高校生徒・職員約810名	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、事業が完了する2015年12月まで当該仮設建築物が必要であるため。	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2015	4	30	2015	12	31							
68	介護老人保健施設職員寄宿舍	いわき市小名浜下神白字綱取174-1の一部	福島県	寄宿舍	107.65	2013	6	4	2015	3	17	木造造	1	1	5	介護応援職員	原発事故により、相双地域等の介護職員が避難したため、介護職員を確保しなければ介護老人保健施設の運営が不可能な状況に陥っている。2015年度にも、県が全国から介護職員を確保する応援事業を実施する予定であるところ、市内には宿泊施設を確保することが困難であることから、本施設を寄宿舍として活用しなければ当該事業を実施することができず、公益上必要な用途(介護老人施設の運営)が実現されない。また、他の地域から一定期間応援職員を募集する取り組みであることから、仮に代替施設を確保することができたとしても、当該期間中に応援職員に対して転居を強いることは適当ではないことを踏まえると、当該事業期間の終期である2016年3月31日までは引き続き寄宿舍として活用する必要があるため。	原発事故により、相双地域等の介護職員が人手不足となり、県が全国から応援職員を確保する事業を実施したが、いわき市内の民間住宅は避難者の入居により逼迫しており、その代替施設として職員宿舎を整備したものであり、応援職員を確保するために必要不可欠である。
						2015	3	16	2016	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m ²)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
69	いわき好間仮設消防詰所	いわき市好間町上好間道成川原15-8の一部	富岡町	消防団詰所	117.21	2013	8	9	2015	11	9	木造	1	2	1	富岡町消防団	仮設住宅の供与期間が2020年3月末まで延長され、その間、避難先でのサービスの提供に必要であるため。	原子力災害により町全体が避難を余儀なくされているが、仮設詰所は町内での緊急時に迅速な対応を図るため消防団屯所の代替機能を確保するために設置した施設であり、必要不可欠である。
						2015	11	8	2020	3	31							
70	檜葉町、いわき市内郷小島町地区仮設施設	福島県いわき市内郷小島町シャクシミチ4番の一部、内郷小島町姥懐5番の一部	檜葉町	事務所	105.30	2014	5	16	2016	8	16	軽量鉄骨造	1	1	1	社会福祉法人檜葉町社会福祉協議会	2018年3月末で当該応急仮設建築物の利用が終了することとなり、その後の解体期間を見込むと2018年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	福島第一原子力発電所の事故により被災した社会福祉協議会の代替施設として整備するものであり、避難先における町民の生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠な施設である。
						2016	8	15	2018	9	30							
71	いわき市平豊間地区仮設施設	いわき市平豊間字榎町4-1、58-2、73-1、74、柳町118、138、139、140	いわき市	店舗・事務所・工場	435.13	2015	3	26	2017	3	26	鉄骨造	1	2	4	飲食店等	被災した従前の店舗・事務所・工場は、震災復興土地区画整理事業の進捗に合わせて整備していく予定であり、当該土地区画整理事業における基盤整備が2017年度中の完了を予定していることから、その後の移転に係る期間(1年間と想定)を含め、2019年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。	地震・津波により被災した店舗・事務所・工場の代替として整備された仮設建築物であり、住民の日常生活に必要なサービスの提供のため、必要不可欠である。
						2017	3	25	2019	3	31							
72	応急仮設特別養護老人ホーム オンフル双葉	いわき市平荒田目字中田40	(社)博文会(浪江町)	特別養護老人ホーム	5,658.39	2016	5	31	2018	5	31	鉄骨造	2	1	1	(社)博文会	入居事業者の元事業所は2023年3月に避難指示が解除される特定復興再生拠点区域内である。解除後についても、帰還者の見通しは予測できず、また依然として避難先で生活をされている町民が大半を占める中で、事業者は元事業所での事業再開の判断ができない状況である。当町では、現在、浪江町復興計画【第三次】において復興業務を	当該施設は地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物であり、高齢者の日常生活に必要なサービスを提供するために必要不可欠である。
						2018	5	30	2026	3	31							
73	白河都市環境センター	白河市鷹ノ巣2-1	白河市	汚物処理場	57.60	2012	7	23	2014	4	1	鉄骨造	1	1	1	白河市	原子力災害により、下水道汚泥に放射性物質が混入しているため、場内に仮置き状態で保管している。対策として乾燥機を導入し減量化を図っているが、その仮置汚泥乾燥機の建屋として設置したものであり、現在も汚泥搬出が出来ていない状態であり、今後の汚泥処理方法が決まっていなかったため、全量搬出完了まで相当の期間を要することから延長する必要があるため。	原子力災害に基づき県内に飛散した放射性物質は、本来は外部への飛散がないよう東京電力福島第一原子力発電所サイト内で厳重に管理し処理するものであるが、東京電力福島第一原子力発電所が被災したため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。放射線への不安払拭や拡散防止の観点から原発からの放射線の影響がなくなるまでは必要不可欠である。
						2014	3	31	2022	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (m ²)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
74	仮設事務所等(白河市大信増見)	白河市大信増見字下川原11-7	浪江町	事務所、店舗、作業場、工場	164.68	2013	12	19	2016	1	21	鉄骨造	1	2	1	いかりや商店	現在、当事業者で事務所を白河市内に本設中であり、2021年3月には物品の移動等を含め仮設建築物の撤去が完了する予定であった。しかし事務所本設の工期が予定より遅れているため、仮設建築物の内部整理、解体が完了する2022年3月まで活用期間の延長が必要である。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						2016	1	20	2022	3	31							
75	須賀川市役所仮設庁舎	須賀川市牛袋町12	須賀川市	事務所	1,926.03	2012	9	21	2014	9	11	鉄骨造	2	1	1	須賀川市職員	被災した須賀川市役所は、解体し改築する計画であり、2015年8月からの工事期間が2017年3月までとされている。その後の移転期間等を含め再建が可能な期間である2017年9月まで当該建築物は必要であるため。	地震で被災した須賀川市役所の代替として整備された仮設建築物は、住民の日常生活に必要なサービス提供のために必要不可欠である。
						2014	9	10	2017	9	10							
76	須賀川市立第一小学校仮設校舎	須賀川市並木町139-1の一部	須賀川市	小学校	4,064.22	2011	12	14	2013	11	22	鉄骨造	2	8	1	小学生546名、教員	被災した市立第一小学校は、解体し改築する計画であり、2012年3月から設計業務に着手。工事期間に2013年9月から19ヶ月を要する見込みであるが、その後の移転期間等も含め再建が可能な2015年11月まで当該仮設建築物は必要であるため。	地震で被災した市立第一小学校の代替として整備された仮設建築物は、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2013	11	21	2015	11	21							
77	相双信用組合原釜仮設事務所	相馬市原釜字札ノ沢90-1	相双信用組合	事務所	85.66	2011	9	20	2013	9	20	鉄骨造	1	1	1	相双信用組合	被災した相双信用組合相馬港支店は、津波により流出しており、移転して再建する計画であり、現在建築工事を進めている。工事期間として2014年3月までを予定しており、再建が可能な2014年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。	津波で被災した相双信用組合相馬港支店の代替として整備された仮設建築物は、住民の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2013	9	19	2014	3	31							
78	福島県立相馬養護学校仮設校舎	相馬市中村字本町132-1	福島県	養護学校	354.64	2011	10	13	2013	10	13	鉄骨造	2	1	1	相馬養護・富岡養護学校生徒・職員約150名	富岡養護学校の生徒も一部受入していること等、増加する生徒数に対応するため、2018年代前半に校舎の移転新築を計画しており、新校舎の開校までは既存の校舎及び仮設校舎の運用を続ける必要があり、使用の目途として2019年度末としており、解体を見据えて2020年7月末までは必要である。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された居住制限区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2013	10	12	2020	7	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m ²)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
79	仮設物販店舗(相馬市大野台)	相馬市大野台一丁目1-13	相馬市	物販店舗	524.07	2012	1	13	2013	10	1	鉄骨造	1	1	10	大野台郵便局、総合衣料たちや等の事業者	被災した店舗があった場所については、建築制限区域として居住制限を受けており、移転を余儀なくされている。被災した店舗を含む仮設住宅居住者の移転は、各自移転先をみつけ再建を進めていくが、新たな移転先の確保が困難なことから、概ね2022年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。	津波で被災した沿岸住民が営業していた店舗の代替として整備された仮設建築物は、住民の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2013	9	30	2022	3	31							
80	松川港仮設郵便局	相馬市尾浜字牛鼻毛61-9	日本郵便(株)	郵便局	87.07	2012	1	27	2014	1	19	鉄骨造	1	1	1	松川港郵便局	被災した松川港郵便局は、現在設置場所も含めて、再建方法の計画中であり、再開を2015年3月を目標としており、再建が可能な2015年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。	津波で被災した松川港郵便局の代替として整備された仮設建築物は、住民の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2014	1	18	2015	3	31							
81	仮設老人福祉施設(相馬市大野台)	相馬市大野台二丁目2-6	福島県	高齢者福祉施設	298.16	2012	2	27	2014	2	2	鉄骨造	1	1	1	相馬市	仮設老人福祉施設として地域での団らんやコミュニティ活動の維持のために活用しており、被災高齢者等の仮設住宅等での生活がいつまで続くか見通しが不明のため、概ね10年間(2021年度)までは支援が必要であるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2014	2	1	2022	3	31							
82	相馬市仮設災害廃棄物中間処理施設	相馬市光陽2丁目1番2	相馬市	災害廃棄物中間処理施設	777.27	2012	8	23	2013	10	1	鉄骨造	1	5	1	相馬市	地震、津波で被災した建築物等のガレキ処理のため整備された処理施設は、震災対応のための一時的な施設ではあるが、処理すべき量が甚大であり、計画では処理完了を2018年3月を目標としており、処理が終了する2018年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。	相馬市では地震・津波により市沿岸部をはじめとする市内全域において多くの家屋が全壊、流出し、その膨大な量のガレキ処理を行うため、被災処理施設の機能を代替するものとして災害廃棄物中間処理施設を建設したものであるが、全壊、流出しなかった家屋等においてもその後、使用不能と判断され解体せざるを得ない状況となったものもあり、当初予定より多くのガレキが発生し処理しなければいけないため、ガレキ処理が完了するまでは必要不可欠となっている。
						2013	9	30	2018	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m ²)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
83	JAふくしま未来放射性物質測定施設	相馬市日下石字諏訪310	ふくしま未来農業協同組合	放射性物質測定施設	600.00	2012	10	15	2013	10	1	鉄骨造	1	1	1	ふくしま未来農業協同組合	農作物の放射線量を測定するため一時的に整備した施設であるが、原子力災害対応の終了の見通しが立っていないことから、放射線量測定の当面の期間を2022年までと設定しているため。	原子力災害に基づき県内に飛散した放射性物質は、本来は外部への飛散がないよう東京電力福島第一原子力発電所サイト内で厳重に管理し処理するものであるが、東京電力福島第一原子力発電所が被災したため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。放射線への不安払拭の観点から原発からの放射線の影響がなくなるまでは必要不可欠である。
						2013	9	30	2022	3	31							
84	仮設老人福祉施設(相馬市柚木)	相馬市柚木字石橋247	福島県	高齢者福祉施設	298.12	2013	3	27	2014	2	14	木造造	1	1	1	相馬市	当施設は地域の団らんやコミュニティ活動の維持に活用しており、被災高齢者等の仮設住宅等での生活がいつまで続くか見通しがたっていないことから、概ね10年間(2021年度)は支援を継続するため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2014	2	13	2022	3	31							
85	仮設作業員宿泊施設(相馬市災害廃棄物中間処理業務従事)	相馬市原釜字札ノ沢96番1、118番1、118番2、字南戸崎71番2	日起建設(株)	宿泊施設	887.78	2013	1	28	2014	12	27	鉄骨造	2	2	1	日起建設(株)	地震、津波で被災した建築物等のガレキ処理のための一時的な施設である処理施設に従事する作業員のための施設であり、処理が完了する2018年3月までは、処理施設と同様に当該仮設建築物も必要であるため。	市内の宿泊施設が被災により廃業、休業し受入規模が激減しているが、建設作業員の急増による宿泊施設の不足に対応するため、その不足分を補う代替施設として仮設宿泊施設を建設したものである。
						2014	12	26	2018	3	31							
86	相馬市仮設南庁舎	相馬市中村字大手先13	相馬市	庁舎	535.49	2013	1	18	2014	12	1	鉄骨造	2	2	1	相馬市	被災した相馬市庁舎は、現在移転計画があり、再建に向けて現在設計業務を行っている。計画では再建を2019年3月までには再開したいと考えており、再建が可能な2019年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。	地震で被災した相馬市庁舎の代替として整備された応急仮設建築物は、住民の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2014	11	30	2019	3	31							
87	放射性物質測定施設	相馬市尾浜字追川196	相馬双葉漁業協同組合	放射性物質測定施設	68.72	2013	6	10	2014	9	25	軽量鉄骨造	1	1	1	相馬双葉漁業協同組合・漁業者	今般の震災に伴い発生した原子力災害により海産物への影響が心配される中、放射線量を測定するために整備された施設であり、本来は水産業共同利用施設内に設置されるものであるが、震災により全壊したため、解体し改築を行っている最中であり、その再建が可能な2017年3月まで、当該仮設建築物は必要であるため。	原子力災害に基づき県内に飛散した放射性物質は、本来は外部への飛散がないよう東京電力福島第一原子力発電所サイト内で厳重に管理し処理するものであるが、東京電力福島第一原子力発電所が被災したため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。放射線への不安払拭の観点から原発からの放射線の影響がなくなるまでは必要不可欠である。
						2014	9	24	2017	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m ²)	建築基準法による 存続期間 (上段:始期,下段:終期)		特例による 活用期間 (上段:始期,下段:終期)		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						年	月	日	年	月	日	構造	階数 地上				棟数	区画数 (入居者数)
88	安達運動場仮設住宅診療所	二本松市油井字石倉107他	福島県	診療所	172.87	2011	12	27	2013	12	1	鉄骨造	1	3	1	浪江町	原子力災害により医療関係者を含め町全体が避難を余儀なくされているが、4月に避難指示区域及び警戒区域の見直しが行われた。浪江町復興計画【第一次】において、2017年3月の避難指示解除を想定しており、避難している仮設住宅入居者に対して適切な医療体制を確保する必要があるため。	原子力災害により医療関係者を含め、町全体が避難を余儀なくされているが、仮設診療所は仮設住宅においても迅速な医療提供体制及び身近な医療機関の代替機能を確保するために設置した施設であり、必要不可欠である。
						2013	11	30	2017	3	31							
89	安達運動場仮設住宅	二本松市油井字石倉107	浪江町	理髪店・美容院	87.13	2012	3	30	2014	1	18	軽量鉄骨造	1	1	2	浪江町美容組合	2018年3月末で入居者が全員退去する予定であり、解体に必要な期間を見込んで、2018年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						2014	1	17	2018	9	30							
90	浪江町サポートセンター杉内	二本松市西勝田字杉内235	福島県	高齢者福祉施設	299.36	2012	2	7	2013	10	1	木造造	1	1	1	NPO jin	サポートセンターの運営は2016年度をもって終了したが、解体に必要な期間を見込んで、2018年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2013	9	30	2018	9	30							
91	浪江町サポートセンター安達	二本松市油井字石倉107他	福島県	高齢者福祉施設	296.45	2012	2	3	2013	10	18	木造造	1	1	1	(社)博文会	サポートセンターの運営は2016年度をもって終了したが、解体に必要な期間を見込んで、2018年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2013	10	17	2018	9	30							
92	福島県立浪江高等学校津島校サテライト校	二本松市郭内二丁目347-1(安達高等学校内)	福島県	高等学校	352.83	2011	9	15	2013	9	15	鉄骨造	2	1	1	浪江高校生徒・職員約50名	原子力災害により避難を余儀なくされている。2017年3月末をもって休校することとなり、解体を見据え2017年7月まで延長する。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された帰宅困難区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保に必要不可欠である。
						2013	9	14	2017	7	31							
93	浪江町ホールボディカウンター施設	二本松市油井字石倉107他	浪江町	内部被ばく検査施設	128.09	2014	3	24	2015	4	1	木造造	1	3	1	浪江町	2017年3月に二本松市内に新設される診療所への移転及び仮設診療所の解体の期間を考慮し、2018年3月まで活用期間を延長する。	原子力災害で被災した診療所施設の一部機能の代替として、避難している町民の健康を確保するため、必要不可欠な施設である。
						2015	3	31	2018	3	31							
94	二本松市原セ諏訪地区仮設施設	二本松市原セ諏訪422の一部、423の一部、435の一部	飯舘村	仮設工場	427.59	2016	3	11	2018	3	11	鉄骨造	1	1	1	(株)伸クリーン	原子力災害による避難を余儀なくされている中、2017年3月の避難指示解除を想定し、いいたてまでいなく創生総合戦略においては、2020年度末までに帰還希望者の100パーセント帰還を目指すとしていることから、それまでの間存続が必要である。	地震・原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備されたものであり、当該事業者の事業再開支援に必要不可欠である。
						2018	3	10	2021	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m ²)	建築基準法による 存続期間 (上段:始期,下段:終期)		特例による 活用期間 (上段:始期,下段:終期)		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						年	月	日	年	月	日	構造	階数 地上				棟数	区画数 (入居者数)
95	仮設工場等(二本松市上竹)	二本松市上竹一丁目204-3	浪江町	事務所・工場	504.19	2015	3	3	2017	3	3	鉄骨造	1	1	1	浪江ハーネス(株)	2017年3月に町内の一部が避難指示解除となったが、現在の居住人口は震災前の約7%に留まっており、事業者は町内での再開の判断が難しい状況である。 現在、当町では浪江町復興計画【第三次】の策定中であり、当該計画の進捗・成果を踏まえて上記の判断をすることとなるため、計画の見直し時期である2026年3月まで活用期間の延長をしたい。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						2017	3	2	2026	3	31							
96	福島県立小高工業高等学校サテライト仮設校舎	南相馬市原町区高見町1-5	福島県	高等学校	2,375.51	2012	7	3	2014	7	1	鉄骨造	2	2	1	小高工業高校生徒・職員約380名	原子力災害により避難を余儀なくされ、小高区から離れた原町区に仮設校舎を設置したが、今後の除染の状況や工事計画策定等に時間を要するため、概ね10年間(2021年度)までは生徒の適正な教育機会を確保する必要があるため。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された避難指示解除準備区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2014	6	30	2022	3	31							
97	仮設事務所(南相馬市原町区)	南相馬市原町区北原字大塚25-1,25-2,25-3	浪江町	事務所	518.04	2012	9	7	2014	8	25	鉄骨造	2	2	6	インテリアしんがい、ウエダ建設他事業者	2017年3月の避難指示解除を想定しているが、震災以前のような生活環境はまだ整っていないため、浪江町復興計画【第一次】における本格復興期であり、事業所再開支援を行ってこれを実現させる時期としている2021年3月まで事業再開支援に必要なため活用期間を延長する。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						2014	8	24	2021	3	31							
98	福島県立小高工業高等学校サテライト校仮設部室・駐輪場	南相馬市原町区高見町1-5	福島県	高等学校	244.01	2012	10	5	2014	7	1	鉄骨造	1	10	1	小高工業高校	原子力災害により避難を余儀なくされ、小高区から離れた原町区に仮設校舎を設置したが、今後の除染の状況や工事計画策定等に時間を要するため、概ね10年間(2021年度)までは生徒の適正な教育機会を確保する必要があるため。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された避難指示解除準備区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2014	6	30	2022	3	31							
99	福島県立小高商業高等学校サテライト校仮設校舎	南相馬市原町区西町3丁目380番地(福島県立原町高等学校校内)	福島県	高等学校	1,177.48	2013	1	17	2014	11	1	鉄骨造	2	2	1	小高商業高校生徒・職員約170名	原子力災害により避難を余儀なくされ、小高区から離れた原町区に仮設校舎を設置したが、今後の除染の状況や工事計画策定等に時間を要するため、概ね10年間(2021年度)までは生徒の適正な教育機会を確保する必要があるため。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された避難指示解除準備区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2014	10	31	2022	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m ²)	建築基準法による 存続期間 (上段:始期,下段:終期)		特例による 活用期間 (上段:始期,下段:終期)		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						年	月	日	年	月	日	構造	階数 地上				棟数	区画数 (入居者数)
						年	月	日	年	月	日							
100	仮設高齢者等サポート施設(南相馬市鹿島区)	南相馬市鹿島区寺内字三里1-21	福島県	高齢者福祉施設	310.77	2011	12	5	2013	10	21	木造 造	1	1	1	(社)南相馬市社会福祉協議会	仮設高齢者等サポート施設として地域での団らんやコミュニティ活動の維持のために活用しており、被災高齢者等の仮設住宅等での生活がいつまで続くか見通しがないため、概ね10年間(2021年度)までは支援が必要であるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2013	10	20	2022	3	31							
101	仮設工場(南相馬市原町区上太田)	南相馬市原町区上太田字陣ヶ崎212-1	浪江町	工場	155.86	2013	3	26	2015	3	20	鉄骨 造	1	1	2	ヤマシヨウ建築、鈴木建築	2017年3月に町内の一部が避難指示解除となったが、現在の居住人口は震災前の約7%に留まっており、事業者は町内での再開の判断が難しい状況である。現在、当町では浪江町復興計画【第三次】の策定中であり、当該計画の進捗・成果を踏まえて上記の判断をすることとなるため、計画の見直し時期である2026年3月まで活用期間の延長をしたい。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						2015	3	19	2026	3	31							
102	仮設宿泊施設(南相馬市原町区本陣前)	南相馬市原町区本陣前一丁目57-1、58-1、60-1	浪江町	宿泊施設	581.16	2014	3	24	2016	3	24	木造 造	2	1	1	木幡荘	2017年3月に町内の一部が避難指示解除となったが、現在の人口、需要等を鑑みると、町内での事業再開の見通しは立っていない。今後中心市街地の整備や観光コンテンツの整備が進み、事業者が町内での再開を判断できる状況となるまでは活用期間の延長が必要である。現在、当町では浪江町復興計画【第三次】の策定中であり、当該計画の進捗・成果を踏まえて上記の判断をすることとなるため、計画の見直し時期である2026年3月まで活用期間の延長をしたい。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						2016	3	23	2026	3	31							
103	仮設工場(南相馬市原町区信田沢)	南相馬市原町区信田沢字尼ヶ折90-1	大熊町	工場	606.80	2014	1	10	2015	12	30	鉄骨 造	1	1	1	株式会社共栄工業	原子力災害の避難指示により帰還の目途が立っていない状況にあることから、大熊町第二次復興計画において復興拠点のインフラ整備の完了目標としている2018年3月までの間、避難者の雇用の確保を確実に行う必要があるため。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						2015	12	29	2018	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m ²)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
104	仮設工場(南相馬市原町区上太田)	南相馬市原町区上太田字陣ヶ崎243-1	浪江町	工場	164.03	2014	4	30	2016	4	30	鉄骨造	1	1	1	マコト板金工業所	2017年3月に町内の一部が避難指示解除となったが、現在の居住人口は震災前の約7%に留まっており、事業者は町内での再開の判断が難しい状況である。現在、当町では浪江町復興計画【第三次】の策定中であり、当該計画の進捗・成果を踏まえて上記の判断をすることとなるため、計画の見直し時期である2026年3月まで活用期間の延長をしたい。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						2016	4	29	2026	3	31							
105	仮設事務所等(南相馬市原町区中太田)	南相馬市原町区中太田字天狗田48-1	浪江町	事務所・作業場	274.90	2014	6	13	2016	6	13	鉄骨造	1	1	3	松本材木店・豊工業(株)・岩野建材	2017年3月に町内の一部が避難指示解除となったが、現在の居住人口は震災前の約7%に留まっており、事業者は町内での再開の判断が難しい状況である。現在、当町では浪江町復興計画【第三次】の策定中であり、当該計画の進捗・成果を踏まえて上記の判断をすることとなるため、計画の見直し時期である2026年3月まで活用期間の延長をしたい。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						2016	6	12	2026	3	31							
106	仮設事務所等(南相馬市原町区牛来)	南相馬市原町区牛来字出口93-1・128-3・129-2	浪江町	事務所・作業場	127.98	2014	7	15	2016	7	15	鉄骨造	1	1	1	脇坂工業	2017年3月に町内の一部が避難指示解除となったが、現在の居住人口は震災前の約7%に留まっており、事業者は町内での再開の判断が難しい状況である。現在、当町では浪江町復興計画【第三次】の策定中であり、当該計画の進捗・成果を踏まえて上記の判断をすることとなるため、計画の見直し時期である2026年3月まで活用期間の延長をしたい。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						2016	7	14	2026	3	31							
107	仮設作業員宿泊施設(南相馬市対策域内廃棄物処理業務・南相馬市災害廃棄物代行処理業務(減容化処理業務)従事)	南相馬市原町区下太田字川内迫490-1の一部、491-1の一部、491-2の一部、491-3の一部、491-6の一部、491-7、491-12	JFEエンジニアリング株式会社	宿泊施設	2,225.04	2014	10	15	2017	1	15	鉄骨造	1	1	1	JFEエンジニアリング株式会社	本仮設作業員宿泊施設は、地震・津波災害の災害ガレキ等を処理する仮設減容化施設(仮設焼却施設)の運転に従事する作業員のための施設である。仮設減容化施設がある南相馬市小高区は、当分の間、宿泊施設を確保することができない状況であるため、少なくとも減容化作業完了が見込まれる2020年度末までは仮設作業員宿泊施設が必要となる。	仮設減容化施設を建設した南相馬市小高区は、地震・津波災害で被災した宿泊施設の復旧作業が進まず、作業員が宿泊できる宿泊施設を確保できないことから、その代替施設として本施設を建設したものである。
						2017	1	14	2021	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m ²)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
108	南相馬市仮設焼却施設(直轄炉)	南相馬市小高区角部内字入羽和形21番2、116番2、133番1	JFE・日本国土特定共同企業体	災害廃棄物焼却処理施設	21,082.35	2015	5	28	2017	6	14	鉄骨造	1階 (管理棟は、2階)	18	1	JFE・日本国土特定共同企業体	南相馬市の汚染廃棄物対策地域内で発生した津波がれき等の災害廃棄物を処理するための施設であり、処理すべき廃棄物量が膨大であることから、2020年3月まで当該仮設建築物を運営し、解体期間を見込むと2021年3月末まで必要であるため。	震災により膨大に発生した災害廃棄物を処理するため、従前の廃棄物処理施設の一部機能を代替する施設として必要不可欠である。
						2017	6	13	2021	3	31							
109	浪江町仮設焼却施設作業員用仮設宿泊施設	福島県南相馬市原町区金沢字鳥井沢104の一部	日立造船株式会社東北支社	宿泊施設	4,326.24	2015	6	2	2017	6	24	鉄骨造	2	9	1	日立造船株式会社東北支社	本仮設作業員宿泊施設は、災害廃棄物等を処理する仮設焼却施設の運転に従事する作業員のための施設である。浪江町や近隣の町の宿泊施設が、東日本大震災により廃業あるいは休業し、避難指示解除後も引き続き、宿泊施設を確保できない状態であるため、少なくとも焼却処理完了が見込まれる2023年度末までは仮設作業員宿泊施設が必要であるため。	仮設焼却施設を建設した浪江町は、原子力災害により避難指示区域に設定され、宿泊施設の復旧作業が進まず、作業員が宿泊できる宿泊施設を確保できないことから、その代替施設として建設したものであり、現状でも必要不可欠である。
						2017	6	23	2024	3	31							
110	南相馬市原町区北新田地区仮設施設	南相馬市原町区北新田字五反田225-2	浪江町	作業場・事務所	88.91	2016	1	28	2018	3	25	軽量鉄骨造	2	1	1	(有)アクト	2017年3月に町内の一部が避難指示解除となったが、現在の居住人口は震災前の約7%に留まっており、事業者は町内での再開の判断が難しい状況である。現在、当町では浪江町復興計画【第三次】の策定中であり、当該計画の進捗・成果を踏まえて上記の判断をすることとなるため、計画の見直し時期である2026年3月まで活用期間の延長をしたい。	当該施設は地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						2018	3	24	2026	3	31							
111	仮設事務所	南相馬市原町区雫字蛭沢292-1・292-13の一部及び同区雫字上江253-6・253-15・253-18の一部	浪江町	事務所・作業場	477.49	2015	10	15	2017	10	31	鉄骨造	1	1	2	平成建設(株)、勝山工業(株)	入居事業者の元事業所は2023年3月に避難指示が解除される特定復興再生拠点区域内である。解除後についてもどれだけの町民が帰還するか見通しも立たない中で、事業者は元事業所での事業再開の判断ができない状況である。当町では、現在、浪江町復興計画【第三次】において復興業務を進めており、当該計画の進捗やそれによる成果により、事業者が再開を判断	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						2017	10	30	2026	3	31							
112	南相馬市仮設焼却施設(代行炉)	南相馬市小高区角部内字入羽和形21番2、65番3、66番6、133番1	JFE・日本国土特定共同企業体	災害廃棄物焼却処理施設	15,355.16	2016	6	2	2018	7	1	鉄骨造	1階 (管理棟は、3階)	18	1	JFE・日本国土特定共同企業体	南相馬市内の津波がれき等の災害廃棄物を処理するための施設であり、処理すべき廃棄物量が膨大であることから、2020年3月まで当該応急仮設建築物を運営し、解体期間を見込むと2021年3月末まで必要であるため。	震災により膨大に発生した災害廃棄物を処理するため、従前の廃棄物処理施設の一部機能を代替する施設として必要不可欠である。
						2018	6	30	2021	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m ²)	建築基準法による 存続期間 (上段:始期,下段:終期)		特例による 活用期間 (上段:始期,下段:終期)		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						年	月	日	年	月	日	構造	階数 地上				棟数	区画数 (入居者数)
113	福島県立保原高等学校仮設校舎	伊達市保原町字元木23	福島県	高等学校	3,704.21	2011	10	17	2013	10	17	鉄骨造	2	3	1	保原高校生・職員 約850名	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、事業が完了する2014年9月まで当該仮設建築物が必要となるため。	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されているものであり、教育機会の確保に必要不可欠である。
						2013	10	16	2014	9	30							
114	伊達市立梁川小学校仮設校舎	伊達市梁川町字菖蒲沢21-1他4筆	伊達市	小学校	2,951.95	2012	6	21	2014	3	1	軽量鉄骨造	2	2	1	教師23名、生徒460名	被災した梁川小学校は、解体し改築する計画で、工期に約24ヶ月の期間を要するため、再建が可能な2015年3月まで当該建築物は必要であるため。	地震で被災した梁川小学校の代替として整備された仮設建築物は、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2014	2	28	2015	3	31							
115	福島県立保原高等学校仮設倉庫	伊達市保原町字元木23	福島県	高等学校	98.96	2012	7	18	2013	7	18	鉄骨造	1	1	1	保原高校	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、事業が完了する2014年9月まで当該仮設建築物が必要となるため。	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2013	7	17	2014	9	30							
116	仮設事務所(伊達市保原町)	伊達市保原町字野崎8-1	浪江町	事務所・作業場	59.54	2015	3	9	2017	3	9	鉄骨造	1	1	1	室原川・高瀬川漁業協同組合	2017年3月の避難指示解除を想定しているが、震災以前のような生活環境はまだ整っていないため、浪江町復興計画【第一次】における本格復興期であり、事業再開支援を行ってこれを実現させる時期としている2021年3月まで事業再開支援に必要なため活用期間を延長する。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要なため必要不可欠である。
						2017	3	8	2021	3	31							
117	仮設焼却炉施設	伊達市霊山町石田字笹平11-1、他31筆	JFEエンジニアリング(株)(伊達地方衛生処理組合)(17棟) 奥村・株木・森本特定建設工事共同企業体(環境省 福島地方環境事務所)(3棟)	除染廃棄物中間処理施設	17,900.94	2015	1	28	2017	4	29	鉄骨造	2	20	3	JFEエンジニアリング株式会社、伊達地方衛生処理組合、奥村・株木・森本特定建設工事共同企業体	東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した伊達地方衛生処理組合管内の除染廃棄物の中間処理のため整備された処理施設であるが、処理すべき量が甚大であり、計画では処理完了後、解体を見越して2020年3月末を目標としており、それまで当該仮設建築物は必要であるため。	震災により膨大に発生した災害廃棄物を処理するため、従前の廃棄物処理施設の一部機能を代替する施設として必要不可欠である。
						2017	4	28	2020	3	31							
118	本宮市運動公園みんなの原っぱ	本宮市高木字黒作1	福島県	高齢者福祉施設	289.84	2012	2	10	2013	9	24	木造	1	1	1	NPO jin	サポートセンターの運営は2016年度をもって終了したが、解体に必要な期間を見込んで、2018年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2013	9	23	2018	9	30							
119	福島県立浪江高等学校サテライト校仮設校舎	本宮市高木字井戸上45の一部	福島県	高等学校	939.22	2012	8	28	2014	7	9	鉄骨造	2	2	1	浪江高校生・職員 約100名	原子力災害により避難を余儀なくされている。2017年3月末をもって休校することになっており、解体を見据え2017年7月まで延長する。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された居住制限区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2014	7	8	2017	7	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m ²)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
120	仮設美容院(本宮市荒井)	本宮市荒井字恵向121-6	浪江町	美容院	59.54	2014	3	6	2016	2	29	鉄骨造	1	1	1	かとう美容室	仮設住宅の供与期間が2020年3月末まで延長され、その間、避難先における町民の生活を支えるとともに、事業者の事業再開支援に当該仮設建築物が必要であるため。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						2016	2	28	2020	3	31							
121	桑折駅前仮設住宅 高齢者サポート拠点	伊達郡桑折町字東段30	桑折町	高齢者福祉施設	289.12	2012	2	13	2013	10	14	木造	1	1	1	(社)桑折町社会福祉協議会	仮設住宅や災害公営住宅に居住する高齢者等の日常生活に必要なサービスを提供するために必要な施設であり、代替りの福祉施設となる桑折町の庁舎が完成するまでは必要であるため、当該応急仮設建築物の解体に必要な期間を見込んで、2022年3月末まで活用期間の延長が必要となる。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2013	10	13	2022	3	31							
122	県北流域下水道建設事務所	伊達郡国見町大字徳江字上悪戸24他	福島県	下水汚泥テント	28,150.50	2012	3	26	2014	1	31	鉄骨造	1	100	-	福島県	下水汚泥に放射性物質が含まれていることから、汚泥の引受を拒まれ、敷地内に保管することとなり、近隣への汚泥臭の拡散防止のため、保管用テントを設置した。現在でも、これらの汚泥の引受先の目途が立っておらず、放射性物質を含んだ汚泥は日々発生し続けており、全量搬出完了まで相当の期間を要することから引き続き保管していく必要があるため。	原子力災害に基づき県内に飛散した放射性物質は、本来は外部への飛散がないよう東京電力福島第一原子力発電所サイト内で厳重に管理し処理するものであるが、東京電力福島第一原子力発電所が被災したため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。放射線への不安払拭の観点から中間貯蔵施設が建設されるまでは必要不可欠である。
						2014	1	30	2022	3	31							
123	山木屋地区地域安全パトロール隊事務所 用仮設ハウス	伊達郡川俣町字樋ノ口10番地の一部他	川俣町	事務所	38.89	2012	6	8	2014	5	18	鉄骨造	1	1	1	川俣町緊急雇用臨時職員(山木屋地区地域安全パトロール隊)	震災に伴い発生した原子力災害により、山木屋地区が計画的避難区域となり、全住民が避難を余儀なくされる。避難区域再編の協議中であり、復興計画にも解除見込時期等も明記されていないが、町として概ね10年間存続させる必要があると考えており、この状況において、地区の安全を守るための地域パトロール隊事務所として当該仮設建築物は必要であるため。	地震で被災した役場庁舎の代替として整備された仮設建築物は、計画的避難区域住民の財産を守るための拠点として必要不可欠である。
						2014	5	17	2022	5	17							
124	川俣町役場企画財政課情報システム係 事務室	伊達郡川俣町字樋ノ口10番地の一部他	川俣町	事務所	54.24	2011	7	11	2013	7	11	鉄骨造	1	2	1	川俣町職員	地震で被災した庁舎の建て替えを行っているが、入札不調等により、鍵の引き渡しが2016年9月20日に行われたため、今後予定する付帯工事、移転期間等を考慮し、2017年3月まで当該仮設建築物が必要であるため。	地震で被災した役場庁舎の代替として整備された仮設建築物は、行政事務の執行及び住民サービス提供のため必要不可欠である。
						2013	7	10	2017	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m ²)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
125	飯館村合同小学校 仮設校舎	伊達郡川俣町飯坂字 上中居30-2,31-2	飯館村	小学校	3,053.18	2012	9	3	2014	7	1	鉄骨造	2	8	1	飯館村小学生	原子力災害により避難を余儀なくされ、帰還の目途が立たない状況下にある生徒の適正な教育機会を確保する必要があるため。	原子力災害で避難地域となった飯館村内小学校の代替施設として整備したもので、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2014	6	30	2023	3	31							
126	川俣町放射性物質 検査センター	伊達郡川俣町大字東 福沢字万所内山2-3	川俣町	事務所	81.86	2012	9	14	2014	9	11	鉄骨造	1	2	2	絆づくり応援事業職員	震災に伴い発生した原子力災害により、食品中の放射性物質に対する不安が増大する中、原子力災害の収束の目途は立っていない。原発事故の収束時期を勘案すると概ね10年間は存続させる必要があると考えており、町民の食の安全を守り、不安を払拭するため検査施設としての当該仮設建築物は必要であるため。	地震で被災した役場庁舎の代替として整備された仮設建築物は、町民の食の安全の確保、健康維持のため必要不可欠である。
						2014	9	10	2022	9	10							
127	川俣町中央公民館 仮設第1研修室・仮 設第2研修室	伊達郡川俣町字樋ノ 口11番地の一部	川俣町	公民館	79.67	2013	4	1	2014	10	1	鉄骨造	1	2	2	川俣町職員	地震で被災した庁舎の建て替えを行っているが、入札不調等により、鍵の引き渡しが2016年9月20日に行われたため、今後予定する付帯工事、移転期間等を考慮し、2017年3月まで当該仮設建築物が必要であるため。	地震で被災した役場庁舎の代替として整備された仮設建築物は、行政事務の執行及び住民サービス提供のため必要不可欠である。
						2014	9	30	2017	3	31							
128	川俣町中央公民館 仮設第3研修室・仮 設第4研修室	伊達郡川俣町字樋ノ 口11番地の一部	川俣町	公民館	76.34	2014	3	18	2016	2	24	鉄骨造	1	1	2	川俣町職員	地震で被災した庁舎の建て替えを行っているが、入札不調等により、鍵の引き渡しが2016年9月20日に行われたため、今後予定する付帯工事、移転期間等を考慮し、2017年3月まで当該仮設建築物が必要であるため。	地震で被災した役場庁舎の代替として整備された仮設建築物は、行政事務の執行及び住民サービス提供のため必要不可欠である。
						2016	2	23	2017	3	31							
129	富岡町高齢者等サ ポート拠点	安達郡大玉村玉井字 上額沢26-3	福島県	高齢者福祉施設	288.18	2013	2	1	2013	10	15	木造造	1	1	1	伸生双葉会	サポートセンターの運営は2017年度をもって終了しており、解体期間を見込んで2020年3月末までの延長が必要であるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2013	10	14	2020	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m ²)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
130	仮設診療所	安達郡大玉村字横堀平158-10	福島県	診療所	167.08	2012	2	9	2013	12	1	鉄骨造	1	3	1	富岡町職員他5名	原子力災害により医療関係者を含め町全体が避難を余儀なくされているが、3月に避難指示区域及び警戒区域の見直しが行われたとはいえ、未だ多くの住民がいつ帰還・居住できるか分からない状況にある。少なくとも富岡町災害復興計画で定める帰還年度(2017年度)開始までは避難している仮設住宅入居者に対して適切な医療体制を確保する必要があることから。	原子力災害により医療関係者を含め、町全体が避難を余儀なくされているが、仮設診療所は仮設住宅においても迅速な医療提供体制及び身近な医療機関の代替機能を確保するために設置した施設であり、必要不可欠である。
						2013	11	30	2017	3	31							
131	富岡町大玉出張所 仮設庁舎	安達郡大玉村玉井字台45-1他	富岡町	事務所	95.72	2012	3	28	2014	1	1	軽量鉄骨造	1	1	1	富岡町職員3名	仮設住宅の供与期間が2018年3月まで延長され、その間、避難先での住民サービスの提供に必要であるため。	原発事故で被災した役場の代替として整備された仮設庁舎は、住民の日常生活に必要なサービスの提供に必要不可欠である。
						2013	12	31	2018	3	31							
132	安達太良応急仮設 住宅内仮設施設 富岡さくらの郷 えびすこ市場	安達郡大玉村玉井字横堀平158番10	富岡町	店舗	102.27	2012	7	26	2014	7	14	鉄骨造	1	1	3	合同会社富岡さくらの郷	仮設住宅の供与期間が2018年3月まで延長され、その間、避難先での住民サービスの提供に必要であるため。	原発事故で被災した店舗の代替として整備された仮設建築物は、企業活動継続や住民の日常生活に必要なサービス提供のために必要不可欠である。
						2014	7	13	2018	3	31							
133	鏡石町立第一小学校 校仮設校舎	岩瀬郡鏡石町中央1-1,22-2,259-1,259-2	鏡石町	小学校	3,800.74	2011	12	22	2013	12	1	鉄骨造	2	2	1	児童及び教諭	被災した鏡石町立第一小学校は、2012.6から解体し、2012.12からは災害復旧事業により、2014.1完成予定で建築工事を実施しているため、2014.3まで当該仮設建築物は必要であるため。	地震で被災した第一小学校の代替として整備された仮設建築物は、児童の教育の場として必要不可欠である。
						2013	11	30	2014	3	31							
134	高田工業団地地域 高齢者等サポート拠点施設	大沼郡会津美里町字宮里94他	福島県	高齢者福祉施設	291.90	2011	12	28	2013	12	13	木造造	1	1	1	(福)檜葉町社会福祉協議会	サポートセンターの運営は2017年度をもって終了する予定であり、解体に必要な期間を見込んで、2018年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	当該施設は地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物であり、高齢者の日常生活に必要なサービスを提供するために必要不可欠である。
						2013	12	12	2018	9	30							
135	高田工業団地仮設 店舗	大沼郡会津美里町字宮里97	檜葉町	店舗	49.68	2012	3	19	2014	3	19	木造造	1	1	1	会津美里町商工会	2018年3月末で当該応急仮設建築物の利用が終了することとなり、その後の解体に必要な期間を見込むと2018年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	福島第一原子力発電所の事故により被災した商店の代替施設であり、避難した町民への生活サービスの提供のために必要不可欠である。
						2014	3	18	2018	9	30							
136	檜葉町仮設児童館	大沼郡会津美里町字宮里94外	檜葉町	集会所	65.14	2012	10	5	2014	4	20	木造造	1	1	1	檜葉町	2018年3月末で当該応急仮設建築物の利用が終了することとなり、その後の解体に必要な期間を見込むと2018年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	福島第一原子力発電所の事故により被災した檜葉町児童館の代替施設であり、子育て支援に必要不可欠である。
						2014	4	19	2018	9	30							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m ²)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
137	福島県浪江ひまわり 荘仮設施設	西白河郡西郷村大字 小田倉字上上野原2 番2の一部	(社)福島県社会福 祉事業団	保護施設(救護 施設)	1,949.03	2012	5	1	2014	5	29	鉄骨造	1	3	1	入居者	2017年3月の避難指示解除を想定しているが、震災以前のような生活環境はまだ整っていないため、浪江町復興計画【第一次】における本格復興期であり、事業所再開支援を行ってこれを実現させる時期としている2021年3月まで事業再開支援に必要なため活用期間を延長する。	原子力災害で被災した福島県浪江ひまわり荘の代替として整備された応急建築物は、入居者の生活のために必要不可欠である。
						2014	5	28	2021	3	31							
138	仮設事務所等(西白 河郡西郷村)	西白河郡西郷村大字 小田倉字小田倉原1- 31	浪江町	事務所・店舗・作 業場・工場	164.68	2014	5	30	2016	6	14	鉄骨造	1	2	1	松永窯	2017年3月の避難指示解除を想定しているが、震災以前のような生活環境はまだ整っていないため、浪江町復興計画【第一次】における本格復興期であり、事業所再開支援を行ってこれを実現させる時期としている2021年3月まで事業再開支援に必要なため活用期間を延長する。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要な不可欠である。
						2016	6	13	2021	3	31							
139	仮設事務所等(西白 河郡矢吹町)	西白河郡矢吹町中町 45	浪江町	事務所、店舗、 作業場、工場	159.53	2013	6	26	2015	8	7	鉄骨造	1	2	1	栖鳳窯	2017年3月の避難指示解除を想定しているが、震災以前のような生活環境はまだ整っていないため、浪江町復興計画【第一次】における本格復興期であり、事業所再開支援を行ってこれを実現させる時期としている2021年3月まで事業再開支援に必要なため活用期間を延長する。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要な不可欠である。
						2015	8	6	2021	3	31							
140	農林業系副産物等 処理実証事業仮設 焼却施設	東白川郡鮫川村大字 青生野字江掘320番 地	環境省大臣官房廃 棄物・リサイクル対 策部	仮設焼却炉用 受入棟・ 事務所棟	393.16	2013	10	30	2015	10	1	鉄骨造	2	2	1	環境省 (委託先:日立造船株 式会社)	原子力災害による放射性物質に汚染された農林業系副産物(稲わら、牧草、牛ふん堆肥、堆肥原料落葉)や、住宅除染により発生する除染廃棄物の減容化施設を国が設置し処理を行っており、その事業期間は2015年10月までを予定していることから、解体・撤去期間を含めると2017年3月末まで当該仮設建築物は必要であるため。	原子力災害に基づき県内に飛散した放射性物質は、本来は外部への飛散がないよう東京電力福島第一原子力発電所サイト内で厳重に管理し処理するものであるが、東京電力福島第一原子力発電所が被災したため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。放射線への不安払拭や拡散防止の観点から必要不可欠である。
						2015	9	30	2017	3	31							
141	除染対策に伴う土砂 保管仮置き場	石川郡石川町字渡里 沢296-8	石川町	除染対策に伴う 土砂保管仮置き 場	260.10	2012	12	11	2014	12	20	木造造	1	1	1	石川町	国が設置する中間貯蔵施設の代替施設であり、中間貯蔵施設の運用開始予定の2015年度まで活用するものであるところ、本施設の活用後の撤去作業に要する期間を考慮すると、2016年9月まで本特例措置を存続させる必要があるため。	原子力災害に基づき県内に飛散した放射性物質は、本来は外部への飛散がないよう東京電力福島第一原子力発電所サイト内で厳重に管理し処理するものであるが、東京電力福島第一原子力発電所が被災したため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。放射線への不安払拭や拡散防止の観点から必要不可欠である。
						2014	12	19	2016	9	30							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m ²)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
142	富岡町仮設小中学校	田村郡三春町大字熊耳字南原1,2-2,8,12-2,26,61-1,61-2,65,78,79-1,79-5,79-6,95,96,99-1,106-1,113,119,120-1,120-2,146,178-1,179-1,181,182-1,182-2,183、字中田152,153,156	曙ブレーキ工業(株) (管理者:富岡町)	小中学校	2,215.13	2012	1	31	2013	12	1	鉄骨造	2	3	1	富岡町	富岡町立小中学校三春校は2022年3月末で閉所となり、解体に必要な期間を見込み、2023年3月末まで活用期間の延長が必要である。	原発事故で被災した小中学校の代替として整備された仮設校舎は教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2013	11	30	2023	3	31							
143	柴原仮設店舗	田村郡三春町柴原字芝原80-1他	葛尾村	店舗	106.00	2012	2	20	2014	2	1	鉄骨造	1	1	6	小売業・美容業	応急仮設住宅の供与期間が2018年3月末で延長され、その間、住民の日常生活に必要なサービスを提供するため活用期間を延長する。	原災で使用不可となった店舗の代替として整備された仮設建築物は、住民の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2014	1	31	2018	3	31							
144	狐田仮設店舗	田村郡三春町大字狐田字沢口102-1	葛尾村	店舗	79.25	2012	2	20	2014	2	1	鉄骨造	1	1	4	飲食業・理容業	帰還困難区域の解除見込時期とされた2017年3月31日まで当該仮設建築物は必要である。	原災で使用不可となった店舗の代替として整備された仮設建築物は、住民の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2014	1	31	2017	3	31							
145	貝山仮設店舗	田村郡三春町大字貝山字井堀田287-1他	葛尾村	店舗	135.83	2012	2	20	2014	2	1	鉄骨造	1	3	12	飲食業・理容業	応急仮設住宅の供与期間が2018年3月末で延長され、その間、住民の日常生活に必要なサービスを提供するため活用期間を延長する。	原災で使用不可となった店舗の代替として整備された仮設建築物は、住民の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2014	1	31	2018	3	31							
146	熊耳ペットシェルター	田村郡三春町大字熊耳字南原31-2	富岡町	ペットシェルター	20.88	2012	3	28	2013	9	10	鉄骨造	1	2	1	仮設住宅居住者等	仮設住宅の供与期間が2019年3月末まで延長され、その間、住民の日常生活に必要なサービスを提供するため活用期間を延長する。	原発事故で被災した物の代替として整備されたものであり、仮設住宅の公衆衛生上、必要不可欠である。
						2013	9	9	2019	3	31							
147	応急仮設住宅地域高齢者等サポート拠点	田村郡三春町大字熊耳字南原1番地	福島県	高齢者福祉施設	350.75	2012	5	11	2014	2	25	木造造	1	1	1	(社)伸生双葉会	今般の震災に伴い発生した原子力災害により避難指示が出され、多くの住民が避難を余儀なくされている。こうした状況下で富岡町災害復興計画で定める帰還年度(2017年度以降)開始までは、避難している高齢者等の生活を支援する必要があるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2014	2	24	2017	3	31							
148	三春の里 みどり荘 (葛尾村サポートセンター)	田村郡三春町柴原字柴原185-1	福島県	高齢者福祉施設	298.11	2012	9	25	2013	10	26	木造造	1	1	1	(社)葛尾村社会福祉協議会	サポートセンターの運営は2020年3月末をもって終了する予定であり、解体に必要な期間を見込んで2020年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2013	10	25	2020	9	30							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m ²)	建築基準法による 存続期間 (上段:始期,下段:終期)		特例による 活用期間 (上段:始期,下段:終期)		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						年	月	日	年	月	日	構造	階数 地上				棟数	区画数 (入居者数)
149	集会施設	田村郡三春町大字西方字石畑487-1	富岡町	集会場	50.00	2011	7	6	2013	10	6	丸太組造	1	1	1	富岡町	応急仮設住宅の供与期間が2018年3月まで延長され、その間、住民の日常生活に必要なサービスを提供するため活用期間を延長する。	原発事故により被災した富岡町内同施設の代替として整備された仮設建築物は、被災者支援の観点から必要不可欠である。
						2013	10	5	2018	3	31							
150	三春の里 みどり荘 (葛尾村サポートセンター)浴室棟	田村郡三春町大字柴原字柴原185-1	葛尾村	高齢者福祉施設	59.33	2013	10	26	2014	10	26	木造造	1	1	1	(社)葛尾村社会福祉協議会	2016年6月に避難指示が一部解除され村内の各種インフラ等を復旧しているが、避難解除後住民がすぐに帰還できる状況にないことから、葛尾村総合戦略期間の終期である2020年3月までの間、避難先の高齢者の支援を行っていく必要があり、解体期間も見込んで2020年9月まで延長が必要である。	原発事故で被災した高齢者福祉施設の代替施設として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2014	10	25	2020	9	30							
151	葛尾村役場三春出張所	田村郡三春町大字貝山字東表9-2他6筆	葛尾村	事務所	864.11	2013	8	1	2015	8	1	鉄骨造	2	1	1	葛尾村	仮設住宅の供与期間が2019年3月末で終了し、その後解体するため、解体期間を見込んで2019年9月までの活用期間の延長が必要。	原発事故で被災した役場の代替施設として整備された仮設庁舎は、住民の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2015	7	31	2019	9	30							
152	葛尾幼稚園	田村郡三春町大字熊耳字八ツ田70-1外4筆	葛尾村	幼稚園	266.29	2013	11	21	2015	11	21	鉄骨造	1	1	1	葛尾村	2018年4月から村内で幼稚園が再開する予定であり、その後の解体に必要な期間を見込んで、2018年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	原発事故で被災した幼稚園の代替施設として整備された園舎は、住民の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2015	11	20	2018	9	30							
153	富岡町小中学校仮設体育館	田村郡三春町大字熊耳字南原1,2-1,2-2,2-8,4,5-1,8,11-2,11-3,12-2,21,26,38-3,61-1,61-2,62-2,65,77,78,79-1,79-2,79-3,79-4,79-5,79-6,94,95,96,99-1,99-2,106-1,106-2,112,113,119,120-1,137-3,139-2,139-4,141-1,146,178-1,178-2,178-4,179-1,179-2,179-3,180,181,182-1,182-2,183,184,十石窪97-2,中田123-5,152,152-2,153	富岡町	小学校・中学校体育館	814.39	2015	9	10	2017	9	1	鉄骨造	1	1	1	富岡町	富岡町立小中学校三春校は2022年3月末で閉所となり、解体に必要な期間を見込み、2023年3月末まで活用期間の延長が必要である。	当該建築物は、原発事故で被災した小中学校体育館の代替として整備された仮設体育館は教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2017	8	31	2023	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m ²)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
154	仮設事務所(広野町 商工会他)	双葉郡広野町大字浅 見川字桜田40番地	広野町	事務所	183.87	2012	12	10	2014	11	23	鉄骨造	1	1	3	広野町商工会・南双 葉青年会議所・広野 町復興事業協同組合	被災した広野町商工会館は2012年 度において解体している。底地が借 家であったことから移転を含め検討 し、2019年度末の商工会館完成を 目標にしていることから、完成後の 移転期間や解体期間などを考慮し、 2020年度末までは当該応急仮 設建築物は必要である。	地震で被災した広野町商工会館の 代替施設として整備された仮設建 築物は、住民帰還に必要な商業イ ンフラ等の再生に必要不可欠であ る。南双葉青年会議所事務所は富 岡町の居住制限区域に立地して おり、住民機関に必要な商業イン フラ等の再生に必要不可欠である。
						2014	11	22	2021	3	31							
155	福島県富岡土木事 務所仮設庁舎	双葉郡広野町大字下 浅見川字広長120番1	福島県	事務所	529.62	2013	9	1	2015	9	1	軽量 鉄骨 造	1	1	1	福島県	富岡町の一部の避難指示解除に 伴い、富岡土木事務所は2017年4 月1日から町内で業務を再開したも の、災害からの復旧・復興事業を 請け負う業者の多くが、原発事故 によりいわき市などに避難している ことから、事業の円滑な執行と早期 の完了を実現するため、県が事業 完了の目標としている2019年度末 まで活用期間の延長が必要となる。	当該仮設建築物は、原子力災害に より指定された居住制限区域内に ある事務所の代替として整備され ており、県管理道路等の維持管理・ 復興事務遂行に必要な不可欠であ る。
						2015	8	31	2020	3	31							
156	広野町折木地区仮 設施設	広野町大字折木字田 中69の一部	富岡町	事務所兼作業場	213.03	2014	3	7	2016	3	5	鉄骨造	1	1	2	(株)東工業 日検エンジニアリング (株)	原子力災害により避難を余儀なくさ れ、当該仮設建築物の入居者が帰 還困難区域にある事業者であるこ とから、帰還の目的が立たない状 況であるが、町、入居者及び土地 所有者間の契約期間満了である 2019年3月末までは当該仮設建 築物は必要であるため。	原発事故で被災した各企業代替事 務所として整備された仮設建築物 は、企業活動継続支援・雇用の場 の確保のため必要不可欠である。
						2016	3	4	2019	3	31							
157	福島県相双農林事 務所双葉農業普及 所	双葉郡広野町大字下 浅見川字広長117番 地の1	福島県	事務所	482.76	2014	3	24	2016	6	24	鉄骨造	1	1	1	福島県	2017年4月1日に富岡町の一部の 避難指示が解除されたことに伴い、 本所も富岡町に帰還することとし ており、庁舎の修繕等とその後の解 体に必要な期間を見込んで、2018 年6月末まで活用期間の延長が必 要となる。	本所は、今般の原子力災害以前は 現在の居住制限区域(双葉郡富岡 町小浜)に所在していたが、発災後 の避難指示により使用困難となっ たため、その代替施設として避難指 示区域外である広野町に建設され たものである。
						2016	6	23	2018	6	30							
158	ホテルリーブス	福島県双葉郡広野町 大字下北迫字大谷地 原92-2の一部	広野町	宿泊施設	1,995.80	2014	8	20	2016	11	20	木造造	2	2	1	(株)フタバドリームプロ ジェクト	震災・原子力災害による被災から 10年が経過するものの、未だ帰還 困難区域の解除や除染の目的が 立たず従前居住地での営業再開は 厳しい状況にある中において、町と 入居者間が協議し、事業者すべて の事業再建は2021年9月末にな ると見込んでいることから、その後、 解体に要する期間を考慮し、2021 年12月まで活用期間の延長が必要 である。	震災・原子力災害で被災した事業 者の代替施設として整備されたも のであり、当該事業者の事業再開 支援に必要な不可欠である。
						2016	11	19	2021	12	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m ²)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
159	毛萱・波倉スクリーニング場	双葉郡楡葉町波倉字小浜作12	内閣府	除染検査施設	2,378.00	2012	12	13	2014	4	1	鉄骨造	1	2	1	原子力災害対策本部	福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された帰還困難区域については、当該区域を通行する場合は車両等のスクリーニングを実施することとなり、また、一時立入り等を実施する者の安全を確実に確保する必要がある。帰還困難区域の解除がいつとなるか現時点では見通せない状況であるが、現在の復興庁設置期間が2030年度までであることを考慮し、2030年度まで活用期間を延長したい。	原子力災害に基づき県内に飛散した放射性物質は、本来は外部への飛散がないよう東京電力福島第一原子力発電所サイト内で厳重に管理し処理するものであるが、東京電力福島第一原子力発電所が被災したため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。一時立入り等を実施する者の放射線への不安払拭や拡散防止の観点から必要不可欠である。
						2014	3	31	2031	3	31							
160	楡葉町鐘突堂地区仮設施設(ここなら商店街)	福島県双葉郡楡葉町大字北田字鐘突堂5番6の一部	楡葉町	店舗	408.28	2014	7	31	2016	10	26	軽量鉄骨造	1	1	3	ブイチェーン楡葉武ちゃん食堂役場前店 おらほ亭	2018年春に町の公設商業施設が完成予定のため、移行期間及び解体に必要な期間を見込んで、2018年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	当施設は東日本大震災により被災した店舗の代替施設であり、住民の生活に必要な買い物環境のため必要不可欠な施設である。
						2016	10	25	2018	9	30							
161	仮設作業員宿泊施設(富岡町仮設焼却施設)	双葉郡楡葉町大字下繁岡字林東88、89-2	鹿島建設株式会社東北支店	宿泊施設	2,411.75	2015	1	6	2016	12	30	鉄骨造	2	1	1	鹿島建設株式会社東北支店	本仮設作業員宿泊施設は、地震・津波災害の災害ガレキ等を処理する仮設焼却施設の運転に従事する作業員のための施設である。仮設焼却施設がある富岡町は避難指示解除準備区域等に指定されていることから、当分の間、宿泊施設を確保することができない状況であるため、少なくとも焼却施設の作業完了が見込まれる2018年度までは仮設作業員宿泊施設が必要となる。	仮設焼却施設を建設した富岡町は避難指示解除準備区域等に指定されている。このため、地震・津波災害で被災した宿泊施設の復旧作業が進まず、周辺地域でも、多数の従業員が宿泊できる宿泊施設が、被災により廃業あるいは休業していることから、その代替施設として本施設を整備したものである。
						2016	12	29	2019	3	31							
162	富岡町仮設焼却施設	双葉郡楡葉町大字井出字苅集5番1の一部	鹿島建設株式会社東北支店	宿泊施設	1,788.50	2015	4	8	2017	4	8	鉄骨造	2	1	1	鹿島建設株式会社東北支店	富岡町の仮設破砕選別施設、仮設焼却施設、仮設灰保管施設等の従業員の寄宿舍であり、これらの施設の稼働期間である2020年3月までは当該仮設建築物は必要であり、解体期間まで見込むと2021年3月末までの存続を必要とする。	仮設焼却施設を建設した富岡町は避難指示解除準備区域等に指定されている。このため、地震・津波災害で被災した宿泊施設の復旧作業が進まず、周辺地域でも、多数の従業員が宿泊できる宿泊施設が、被災により廃業あるいは休業していることから、その代替施設として必要不可欠である。
						2017	4	7	2021	3	31							
163	楡葉町鐘突堂地区仮設施設	双葉郡楡葉町大字北田字鐘突堂5番6の一部、5番4の一部	日本郵便(株)	郵便局	102.38	2015	10	13	2018	1	13	軽量鉄骨造	1	1	1	楡葉郵便局	町のコンパクトタウン内に本設の郵便局を2021年12月末までに開業する予定であり、解体期間を見込んで2022年3月31日まで活用期間の延長が必要となる。	福島第一原子力発電所の事故により被災した郵便局の代替施設であり、住民の日常生活に必要なサービスの提供のため必要不可欠な施設である。
						2018	1	12	2022	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m ²)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
164	仮設作業員宿泊施設(檜葉町対策地域内廃棄物処理業務)	福島県双葉郡檜葉町大字山田岡字名古屋53-12、53-13、53-212	JFEエンジニアリング株式会社	宿泊施設	2,317.14	2016	6	27	2018	6	20	鉄骨造	1	1	1	JFEエンジニアリング株式会社	津波廃棄物等を処理する仮設焼却施設の運転に従事する作業員の宿泊施設であり、仮設焼却施設の稼働期間、解体、撤去まで見込むと2020年3月末まで活用期間の延長が必要となる。	仮設焼却施設を建設した檜葉町波倉地区は、地震・津波災害で被災した宿泊施設の復旧作業が進まず、作業員が宿泊できる宿泊施設を確保できないことから、その代替施設として本施設を建設したものである。
						2018	6	19	2020	3	31							
165	檜葉町北田地区仮設施設	檜葉町北田字仏坊44-1・44-2・44-3・45-1	浪江町	作業場	521.85	2017	11	8	2018	6	10	軽量鉄骨造	2	1	2	㈱八島総合サービス 鈴木工務店	2017年3月に町内の一部が避難指示解除となったが、現在の居住人口は震災前の約7%に留まっており、事業者は町内での再開の判断が難しい状況である。現在、当町では浪江町復興計画【第三次】の策定中であり、当該計画の進捗・成果を踏まえて上記の判断をすることとなるため、計画の見直し時期である2026年3月まで活用期間の延長をしたい。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						2018	6	9	2026	3	31							
166	檜葉町仮設焼却施設(仮設灰保管施設)	双葉郡檜葉町大字波倉字細谷52番地他	環境省	固型化物・未処理灰保管施設	6,584.76	2017	1	27	2018	12	27	鉄骨造	1	8	1	鴻池・前田・西武・株木特定建設工事共同企業体、奥村・株木・森本特定建設工事共同企業体	仮設焼却施設の運用後、施設全体を解体する予定であったが、隣接する特定廃棄物等固型化処理施設において、固型化物及び固型化処理前の灰を保管する必要が生じ、灰保管施設のみを特定廃棄物等固型化処理施設の解体予定と合わせ2024年11月末まで延長が必要であるため。	震災により膨大に発生した災害廃棄物の処理のため、県内の自治体、一部事務組合の焼却施設及び個人・民間等で生じた指定廃棄物としての焼却灰を固型化処理するために、固型化物及び固型化処理前の灰を一時的に保管する施設であり、従前の廃棄物処理プロセスの一部を代替する施設として必要不可欠である。
						2018	12	26	2024	11	30							
167	原子力災害現地対策本部富岡事務所	富岡町本岡字新夜ノ森85-1・587-1・588-1・596-2	内閣府	事務所(国道6号線バリエード開閉業務事務所、休憩所)	212.30	2014	1	15	2016	1	15	鉄骨造	1	2	1	原子力災害対策本部	福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された帰還困難区域の区域は制限されているが、関係市町村等の申し合わせに基づき、国道6号線の通過を認めているところであり、通過者や一時立入り等を実施する者の安全を確実に確保する必要等がある。このように、少なくとも避難指示が継続している間は、福島第一原子力発電所サイト内ではなく、当該区域に常駐して放射性物質の管理に係る業務を行う必要があるところ、帰還困難区域の解除がいつなるか現時点では見通せない状況であるが、現在の復興庁設置期間が2030年度までであることを考慮し、2030年度まで活用期間を延長したい。	放射性物質については、震災前は東京電力が福島第一原子力発電所サイト内で、外部に拡散しないよう厳重に管理していた。しかし、東京電力福島第一原子力発電所が被災したため、放射性物質が拡散した帰還困難区域等の地域においても、放射性物質を管理する必要が生じ、福島第一原子力発電所内のみでは、当該管理に係る機能を果たすことができなくなった。その機能を代替するものとして、帰還困難区域に常駐して当該区域内外の通行を管理し、放射性物質の拡散を防止する業務を担うための建築物であり、必要不可欠である。
						2016	1	14	2031	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (m ²)	建築基準法による 存続期間 (上段:始期,下段:終期)		特例による 活用期間 (上段:始期,下段:終期)		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						年	月	日	年	月	日	構造	階数 地上				棟数	区画数 (入居者数)
168	富岡町仮設焼却施設	双葉郡富岡町大字毛萱字浜畑197-1ほか	MHIEC・鹿島・MHI 共同企業体	災害廃棄物焼却 処理施設	22,262.78	2015	6	15	2017	6	25	鉄骨造	1階 (管理棟 は、2階)	4	1	MHIEC・鹿島・MHI共 同企業体	富岡町内で発生した津波がれき等の災害廃棄物を破砕・選別処理するための施設であり、処理すべき廃棄物量が膨大であることから、2020年3月まで当該仮設建築物を運営し、解体期間を見込むと2021年3月末まで必要であるため。	震災により膨大に発生した災害廃棄物を処理するため、従前の廃棄物処理施設の一部機能を代替する施設として必要不可欠である。
						2017	6	24	2021	3	31							
169	富岡町仮設災害廃棄物破砕選別施設	双葉郡富岡町大字仏浜字釜田239番地ほか	MHIEC・鹿島・MHI 共同企業体	災害廃棄物破砕 選別施設	15,409.00	2015	6	15	2017	6	25	鉄骨造	1階 (管理棟 は、2階)	3	1	MHIEC・鹿島・MHI共 同企業体	富岡町内で発生した津波がれき等の災害廃棄物を破砕・選別処理するための施設であり、処理すべき廃棄物量が膨大であることから、2020年3月まで当該仮設建築物を運営し、解体期間を見込むと2021年3月末まで必要であるため。	震災により膨大に発生した災害廃棄物を処理するため、従前の廃棄物処理施設の一部機能を代替する施設として必要不可欠である。
						2017	6	24	2021	3	31							
170	富岡町仮設灰保管施設	双葉郡富岡町大字毛萱字浜畑132-1ほか	MHIEC・鹿島・MHI 共同企業体	仮設灰保管施設	9,582.00	2015	6	15	2017	6	25	鉄骨造	1	1	1	MHIEC・鹿島・MHI共 同企業体	富岡町内で発生した津波がれき等の災害廃棄物を破砕・選別処理するための施設であり、処理すべき廃棄物量が膨大であることから、2020年3月まで当該仮設建築物を運営し、解体期間を見込むと2021年3月末まで必要であるため。	震災により被災し、閉鎖した廃棄物処理施設の代替施設として、膨大に発生した災害廃棄物を処理するため必要不可欠である。
						2017	6	24	2021	3	31							
171	五社の杜サポートセンター	双葉郡川内村大字下川内字宮渡45	川内村	仮設住宅等における介護・福祉サービスなどの拠点	98.54	2012	10	31	2014	11	1	木造	1	1	1	川内村社会福祉協議会	生活支援相談員を本施設に配置しており、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供や、見守り事業・高齢者サロン等を行っている。当初、概ね10年として活用期間を設定したが、支援・相談する場所が引き続き必要であること、及び、これまで、川内村においては5年単位で総合計画を作成しており、現行の総合計画の期間後にあっても引き続き高齢者福祉は重要課題として位置付けられると見込まれることも念頭に、施設を利用する法人の意向を踏まえ、終期を2028年3月31日まで延長することが必要である。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物であるが、高齢者等の日常生活の支援等を提供する拠点として必要不可欠である。
						2014	10	31	2028	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (m ²)	建築基準法による 存続期間 (上段:始期,下段:終期)		特例による 活用期間 (上段:始期,下段:終期)		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						年	月	日	年	月	日	構造	階数 地上				棟数	区画数 (入居者数)
						年	月	日	年	月	日							
172	仮設ビジネスホテル	双葉郡川内村大字上川内字町分395	川内村	ビジネスホテル	1,194.00	2013	2	18	2014	12	1	軽量鉄骨	2	2	48	株式会社あぶくま川内	当該ホテルは震災後、復興・復旧を進める各事業を担う者等の宿泊施設として仮設建築物として建設されたもの。当初、存続期間は概ね10年としていたが、村内の宿泊施設が少ない中、令和3年8月に決定された「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」において、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていくこととされたことも受け、今後も引き続き、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除に向けた除染等の措置等を始めとする復興・復旧関係の宿泊需要が見込まれることから、事業者の意向を踏まえ、終期を2028年3月31日まで延長することが必要である。	震災の影響で村内の宿泊施設の宿泊キャパシティが減少したことから、その代替施設として仮設ビジネスホテルを建設した。
						2014	11	30	2028	3	31							
173	川内村仮設焼却施設	福島県双葉郡川内村大字下川内字五枚沢517-4	環境省	仮設灰保管施設	698.40	2015	2	1	2016	10	1	鉄骨造	1	1	1	環境省	一時保管している灰の特定廃棄物埋立処分施設への搬出が2018年度中までかかる見込みのため、その後の解体までを見据え、2019年3月末まで活用期間の延長が必要である。	川内村の廃棄物は、南部衛生センターで処理を行ってきたが、同センターにおいては、地震発生後の福島第一原発事故による放射性物質に汚染された廃棄物の受入が困難であるために、代替施設として整備したものである。
						2016	9	30	2019	3	31							
174	開閉所農林業系廃棄物仮設焼却施設	双葉郡川内村大字上川内字鷹ノ巣20番の一部 田村市都路町古道字細田沢123番の一部	三菱・大林・東亜共同企業体	仮設焼却施設	5,215.72	2017	4	24	2019	5	9	鉄骨造	1階(管理棟は、2階)	4	1	三菱・大林・東亜共同企業体	福島県内24市町村で発生した農林業系廃棄物(放射性物質に汚染された廃棄物)を処理するための施設であり、処理すべき廃棄物量が膨大であり、また堆肥の乾燥施設を追加して性状の悪い堆肥を処理する必要があることから、2021年2月まで当該応急仮設建築物を運営し、解体期間を見込むと2021年9月末まで活用期間の延長が必要であるため。	福島県内24市町村の農林業系廃棄物は、各市町村の焼却施設等で処理を行ってきたが、既存の施設では福島第一原子力発電所の事故による放射性物質に汚染された廃棄物の受入が困難であるため、代替施設として整備したものである。
						2019	5	8	2021	9	30							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m ²)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
175	原子力災害現地対策本部浪江事務所	浪江町大字高瀬字小高瀬迫181-1他	東京電力	事務所 (除染検査施設、国道6号線バリエード開閉業務事務所、休憩所)	219.05	2014	1	17	2016	1	15	鉄骨造	1	3	3	東京電力 内閣府 福島県	福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された帰還困難区域については、当該区域を通行する場合は車両等のスクリーニングを実施することとなっている。また、関係市町村等の申し合わせに基づき、国道6号線の通過が認められていることから、通過者や一時立ち入り等を実施する者の安全を確実に確保する必要等がある。このように、少なくとも避難指示が継続している間は、福島第一原子力発電所サイト内ではなく、当該区域に常駐して放射性物質の管理に係る業務を行う必要があるところ、いまだに避難指示が終了するめどは経っておらず、少なくとも今後5年間は引き続き放射性物質の管理を行う必要があると見込まれることから、2020年度までは必要であるため。	放射性物質については、震災前は東京電力が福島第一原子力発電所サイト内で、外部に拡散しないよう厳重に管理していた。しかし、東京電力福島第一原子力発電所が被災したため、放射性物質が拡散した帰還困難区域等の地域においても、放射性物質を管理する必要が生じ、福島第一原子力発電所内のみでは、当該管理に係る機能を果たすことができなくなった。その機能を代替するものとして、帰還困難区域に常駐して当該区域内外の通行を管理し、放射性物質の拡散を防止する業務を担うための建築物であり、必要不可欠である。
176	浪江町仮設焼却施設	双葉郡浪江町大字棚塩字向川原地内	日立造船・安藤・間・神戸製鋼特定企業 共同企業体	災害廃棄物焼却 処理施設	28,433.96	2016	3	29	2017	5	1	鉄骨造	1階 (管理棟 は、2階)	3	1	日立造船・安藤・間・神戸製鋼特定企業 共同企業体	浪江町内等で発生した津波がれき、除染廃棄物等を処理するための施設であり、町の一部が特定復興再生拠点区域に認定され、計画期間が2023年3月までであることから、同月まで当該応急仮設建築物を運営し、解体期間を見込んで2024年3月まで活用期間の延長が必要である。	震災により膨大に発生した災害廃棄物を処理するため、従前の廃棄物処理施設の一部機能を代替する施設として必要不可欠である。
177	浪江町幾世橋地区仮設施設(まち・なみ・まるしえ)	浪江町大字幾世橋字六反田7-2・字芋頭26-1・26-3・26-4	浪江町	店舗	703.90	2016	10	12	2019	1	12	鉄骨造	1	3	9	松原産業 立川商店 (株)マツバヤ 海鮮和食処くろさか (株)ダイイチ スマートモビリティチャ レンジ事務局 NPO法人新町なみえ 東北理工 高野洋子(個人)	2017年3月31日に一部を除き避難指示区域の解除があったものの、帰還した住民の数は震災前の人口の約7%にとどまっている。当仮設施設以外での飲食店再開は徐々に増え、大型スーパーの出店や道の駅のオープンなど浪江町民の生活を支える環境が徐々に整ってきているところである。しかしながら、専門小売店が単独で商売できる環境とは言い難く、町内居住人口の増加や生活環境が十分整うまで、引き続き同仮設事業所を存続し入居事業者を支援していく必要があるため、活用期間の延長が必要である。活用期間の設定にあたっては、現在、当町で浪江町復興計画【第三次】の策定中であり、当該計画の進捗・成果を踏まえて上記の判断をすることとなるため、計画の見直し時期である2026年3月まで活用期間の延長をしたい。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m ²)	建築基準法による 存続期間 (上段:始期,下段:終期)		特例による 活用期間 (上段:始期,下段:終期)		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						年	月	日	年	月	日	構造	階数 地上				棟数	区画数 (入居者数)
178	浪江町権現堂本城 仮設建設事業所(事務 所・作業所)	浪江町大字権現堂字 本城6-1の一部、6-5、 6-2、5-5、5-6	浪江町	事務所・作業場	295.58	2017	12	18	2019	12	14	鉄骨 造	2	1	2	双葉ホンダモーターズ 藤本建設株式会社	2017年3月に町内の一部が避難指 示解除となったが、現在の居住人 口は震災前の約7%に留まってい る。本仮設事業所は2021年3月ま での活用を見込んでいたが、本設 事業所設置場所が確保できない状 況にあるとともに、本設事業所設置 の判断が出来ない状況となってい るため、活用期間の延長が必要で ある。 活用期間の設定にあたっては、現 在、当町で浪江町復興計画【第三 次】の策定中であり、当該計画の進 捗・成果を踏まえて上記の判断をす ることとなるため、計画の見直し時 期である2026年3月まで活用期間 の延長をしたい。	地震や原子力災害で被災した事業 者の代替施設として整備され、事業 再開支援に必要不可欠である。
179	葛尾村仮設焼却施 設	双葉郡葛尾村大字葛 尾字野行 野行国有 林	JFE・奥村・西松・大 豊特定共同企業体	災害廃棄物焼却 処理施設	28,451.93	2015	12	1	2017	6	20	鉄骨 造	1階 (管理 棟 は、2 階)	22	1	JFE・奥村・西松・大豊 特定共同企業体	葛尾村内等で発生した災害廃棄 物、除染廃棄物等を処理するた めの施設であり、村の一部が特定 復興再生拠点区域に認定され、計 画期間が2022年9月までである ことから、同月まで当該応急仮設 建築物を運営し、解体期間を見 込んで2023年8月末まで活用期 間の延長が必要である。	震災により膨大に発生した災害 廃棄物処理するため、従前の廃 棄物処理施設の一部機能を代替 する施設として必要不可欠である。
180	仮設高齢者等サ ポート施設(新地町 駒ヶ嶺)	相馬郡新地町駒ヶ嶺 字原245-1の一部	福島県	高齢者福祉施設	298.12	2011	12	7	2013	9	27	木造 造	1	1	1	(社)新地町社会福祉 協議会	仮設高齢者等サポート施設として 地域での団らんやコミュニティ活 動の維持のために活用しているた め、被災高齢者等の仮設住宅等 での生活がいつまで続くか見通 しが不明なため、概ね10年間(20 21年度)までは支援が必要であ るため。	地震等で被災した高齢者福祉施 設の代替として整備された仮設建 築物は、高齢者等の日常生活に 必要なサービスの提供のために 必要不可欠である。
181	仮設バス待合所(新 地町谷地小屋)	相馬郡新地町谷地小 屋字樋掛田30番地の 一部	東日本旅客鉄道(株) 水戸支社	バス待合所	12.95	2012	3	30	2014	3	30	鉄骨 造	1	1	1	JR常磐線代行バス利 用者	被災したJR常磐線(新地駅駅舎 を含む)は、線路移設により復旧 が予定されているが、用地買収を 前提に、2014年春工事着手予 定、工事完了まで3年程度の期 間を見込んでいるため、2017 年3月まで当該仮設建築物は必 要であるため。	津波で被災したJR常磐線新地 駅駅舎の代替として整備された 仮設建築物は、公共交通の確保 のために必要不可欠である。

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m ²)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
182	飯舘村小宮仮設焼却施設	福島県相馬郡飯舘村小宮字沼平560の一部	神鋼環境・神戸製鋼共同企業体	災害廃棄物焼却処理施設	974.24	2014	12	10	2016	11	1	鉄骨造	1	2	1	神鋼環境・神戸製鋼共同企業体	家屋解体の受付が、当初想定した数量より大幅に増加し、処理対象物量が大幅に増加したことから、小宮地区で処理する屋内廃棄物の処理が終了する2017年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。また、その後の解体までを見据え、2018年3月まで必要である。	飯舘村は、地震発生前までは南相馬市に処理を委託していたが、地震発生後の福島第一原発事故による放射性物質の拡散汚染により、南相馬市での受入は困難であるために、その代替施設として整備したものである。
						2016	10	31	2018	3	31							
183	飯舘村小宮仮設焼却施設	相馬郡飯舘村小宮字沼平560の一部	IHI環境・日揮・熊谷組廃棄物等処理業務共同企業体	仮設灰保管施設	669.62	2014	12	10	2016	11	1	鉄骨造	1	2	1	IHI環境・日揮・熊谷組廃棄物等処理業務共同企業体	一時保管している灰の特定廃棄物埋立処分施設への搬出が2019年度末までかかるため、その後の解体までを見据え、2020年3月末まで活用期間の延長が必要である。	飯舘村は、地震発生前までは南相馬市に処理を委託していたが、地震発生後の福島第一原発事故による放射性物質の拡散汚染により、南相馬市での受入は困難であるために、その代替施設として整備したものである。
						2016	10	31	2020	3	31							
184	飯舘村蕨平仮設焼却施設	相馬郡飯舘村蕨平199、201、202、203	神鋼環境・熊谷組廃棄物等処理業務共同企業体	災害廃棄物焼却処理施設	30,013.60	2016	3	7	2018	3	14	鉄骨造	38	1	神鋼環境・熊谷組廃棄物等処理業務共同企業体	飯舘村内で発生した災害廃棄物・除染廃棄物、飯舘村外の福島県内で発生した農林業系廃棄物や下水汚泥等を処理するための施設であり、村の一部が特定復興再生拠点区域に認定され、計画期間が2023年5月末であることから、同月まで当該応急仮設建築物を運営し、解体期間を見込んで2024年3月末まで活用期間の延長が必要である。	飯舘村は、村内で発生した廃棄物について地震発生前までは南相馬市に処理を委託していたが、地震発生後の福島第一原発事故による放射性物質の拡散汚染により、南相馬市が受入れなくなったため、その代替施設として必要不可欠である。	
						2018	3	13	2024	3	31							
185	設備棟、付属棟、資材化炉出口架構、副産物置場	相馬郡飯舘村蕨平字蕨平199	日揮・太平洋セメント・太平洋エンジニアリング実証業務共同企業体	工場(資材化実証施設、仮置場)	1,653.16	2015	12	22	2018	3	22	鉄骨造	3	1	日揮・太平洋セメント・太平洋エンジニアリング実証業務共同企業体	資材化実証施設の稼働は2018年3月をもって終了したが、資材や焼却灰等の搬出及びその後の解体までを見据え、2019年3月末まで活用期間の延長が必要である。	震災前までは、焼却灰等は再生利用もしくは最終処分されていたが、既存の施設では放射性物質が高濃度に含まれているものを扱うことはできないため、代替施設として本施設を整備したものである。	
						2018	3	21	2019	3	31							
186	飯舘村蕨平仮設焼却施設	相馬郡飯舘村蕨平字蕨平199	神鋼環境・熊谷組廃棄物等処理業務共同企業体	仮設灰保管施設	268.84	2017	4	12	2019	3	14	鉄骨造	1	1	1	神鋼環境・熊谷組廃棄物等処理業務共同企業体	蕨平地区仮設焼却施設で発生する焼却灰の中間貯蔵施設への搬入が2023年度末までかかるため、その後の解体期間を見込んで、2024年3月末まで活用期間の延長が必要である。	震災前までは、焼却灰等は再生利用もしくは最終処分されていたが、既存の施設では放射性物質が高濃度に含まれているものを扱うことはできないため、代替施設として本施設を整備したものである。
						2019	3	13	2024	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m ²)	建築基準法による 存続期間 (上段:始期,下段:終期)		特例による 活用期間 (上段:始期,下段:終期)		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						年	月	日	年	月	日	構造	階数 地上				棟数	区画数 (入居者数)
187	飯舘村蕨平仮設焼却施設	相馬郡飯舘村蕨平字蕨平199	神鋼環境・熊谷組廃棄物等処理業務共同企業体	仮設灰保管施設	480.00	2017	10	31	2019	3	14	鉄骨造	1	1	1	神鋼環境・熊谷組廃棄物等処理業務共同企業体	蕨平地区仮設焼却施設で発生する焼却灰の中間貯蔵施設への搬入が2023年度末までかかるため、その後の解体期間を見込んで、2024年3月末まで活用期間の延長が必要である。	震災前までは、焼却灰等は再生利用もしくは最終処分されていたが、既存の施設では放射性物質が高濃度に含まれているものを扱うことはできないため、代替施設として本施設を整備したものである。
						2019	3	13	2024	3	31							
188	大熊町仮設焼却施設	双葉郡大熊町大字小入野字小入野127他	三菱・鹿島共同企業体	仮設焼却施設・仮設灰保管施設	33,195.01	2018	1	25	2020	4	25	鉄骨造	2	4	1	三菱・鹿島共同企業体	大熊町内で発生した災害廃棄物・除染廃棄物及び大熊町外の福島県内で発生し中間貯蔵施設内に搬入した除染廃棄物を処理するための施設であり、今後当該施設の応急仮設状態の解消に向けて、改修工事や諸手続き等に要する期間を考慮し、2024年3月末まで活用期間の延長が必要である。	大熊町は、町内で発生した廃棄物について地震発生前までは双葉地方広域市町村圏組合の焼却施設に処理をしていたが、地震発生後の福島第一原発事故による放射性物質の拡散汚染により、双葉地方広域市町村圏組合が受け入れられなくなったため、その代替施設として必要不可欠である。
						2020	4	24	2024	3	31							
189	川俣町鶴沢地区仮設施設	伊達郡川俣町大字鶴沢字雁ヶ作92番地2	川俣町	工場	504.40	2018	5	18	2020	8	1	鉄骨造	1	2	1	(有)カミノ製作所	事業者は、新たな事業適地を選定中であるところ、現在候補地としていた用地は、2020年8月1日から起算して、取得までの手続きと取得後の工場建設・移転に2年6か月を要する見込みであることを考慮すると、解体期間を見込んで2023年5月末まで当該仮設建築物が必要であるため。	当該施設は、旧計画的避難区域に指定されていた区域で営んでいた工場の代替施設として整備されたものであり、事業者の事業再開・継続に必要な施設である。
						2020	7	31	2023	5	31							
190	富岡町小浜地区仮設施設	富岡町小浜8番	富岡町	事務所・作業場	221.83	2018	8	20	2020	8	20	鉄骨造	1	1	2	(株)東工業 (株)五大エンジニアリング	2023年春に特定復興再生拠点区域が解除され、事業者が従前の事業所に帰還した後に撤去する予定のため、解体期間を見込んで2023年11月末まで応急仮設建築物としての存続が必要である。	原発事故で被災した各企業の事務所の代替施設であり、企業活動の再開・継続支援並びに雇用の場の確保のため必要不可欠である。
						2020	8	19	2023	11	30							
191	飯舘村蕨平仮設焼却施設	相馬郡飯舘村蕨平字蕨平767、768-1、770、771	神鋼環境・熊谷組廃棄物等処理業務共同企業体	仮設灰保管施設	3,259.76	2018	12	28	2021	3	28	鉄骨造	1	1	1	神鋼環境・熊谷組廃棄物等処理業務共同企業体	蕨平地区仮設焼却施設で発生する焼却灰の中間貯蔵施設への搬入が2023年度末までかかるため、その後の解体期間を見込んで、2025年3月末まで活用期間の延長が必要である。	震災前までは、焼却灰等は再生利用もしくは最終処分されていたが、既存の施設では放射性物質が高濃度に含まれているものを扱うことはできないため、代替施設として本施設を整備したものである。
						2021	3	27	2025	3	27							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (m ²)	建築基準法による 存続期間 (上段:始期,下段:終期)		特例による 活用期間 (上段:始期,下段:終期)		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						年	月	日	年	月	日	構造	階数 地上				棟数	区画数 (入居者数)
						年	月	日	年	月	日							
192	特定廃棄物等固型 化処理施設	双葉郡檜葉町大字波 倉字細谷30	鴻池・前田・西武・株 木特定建設工事共 同企業体 (環境省)	特定廃棄物等セ メント固型化処 理	8,070.24	2019	2	27	2021	3	26	鉄骨造	1階 (管理 棟は2 階)	17	1	鴻池・前田・西武・株 木特定建設工事共 同企業体	現在、当該施設の建築基準法適合 に向け、関係機関と協議を行っている ところであるが、各種許認可手続 きに相應の期間を要する見込みで あるため、これらを考慮し2022年3 月末まで活用期間を延長する必要 がある。	震災前は、焼却灰等は再生利用ま たは既存施設による最終処分を 行っていたが、 福島第一原子力発電所の事故に 起因する汚染された焼却灰は既存 の施設では処理できず、 当該焼却灰をセメント固型化処理 可能な施設は当該施設の他に無い ことから、 特定廃棄物を安全に処分するた めに必要不可欠な施設である。
						2021	3	25	2022	3	31							
193	安達地方仮設焼却 施設	二本松市大字戸沢字 熊ノ久保137他	日立造船・大林組特 定共同企業体	仮設焼却施設	8,473.52	2019	8	1	2021	9	1	鉄骨造	2	8	1	日立造船・大林組特 定共同企業体	安達地方で仮置きされている可燃 性除染廃棄物及び農林業系廃棄 物(放射性物質に汚染された廃棄 物)を処理するための施設であり、 廃棄物の処理が2022年3月末ま でかかるため、その後の解体期間 を見込み、2023年3月末まで活 用期間の延長が必要である。	震災により膨大に発生した災害廃 棄物を処理するため、従前の廃棄 物処理施設の一部機能を代替する 施設として必要不可欠である。
						2021	8	31	2023	3	31							
194	双葉町仮設処理第 一施設	双葉郡双葉町細谷大 森140-1 他	新日鉄・クボタ・大 林・TPT特定共同企 業体	仮設焼却施設・ 仮設灰処理施設	38,084.37	2020	2	29	2022	6	1	鉄骨造	6	9	1	新日鉄・クボタ・大林・ TPT特定共同企業体	双葉町内で発生した災害廃棄物・ 除染廃棄物及び双葉町外の福島 県内で発生し中間貯蔵施設内に搬 入した除染廃棄物、並びに中間貯 蔵施設内に搬入された焼却残さを 処理するための施設であり、継続 して処理施設を使用することが必要 である。 今後、当該施設の応急仮設状態の 解消に向けて、改修工事や諸手続 等に要する期間を考慮し、2028年 3月末まで活用期間の延長が必要 である。	双葉町で発生した廃棄物は、震災 前までは、双葉地方広域市町村圏 組合の施設で処理していたが、福 島第一原発の事故により放射性物 質に汚染された廃棄物を受け入れ られなくなったため、その代替施設 として必要不可欠である。
						2022	5	31	2028	3	31							
195	双葉町仮設処理第 二施設	双葉郡双葉町細谷大 森137-2 他	JFE・前田特定業務 共同企業体	仮設焼却施設・ 仮設灰処理施設	37,925.06	2020	3	9	2022	10	27	鉄骨造	5	11	1	JFE・前田特定業務共 同企業体	双葉町内で発生した災害廃棄物・ 除染廃棄物及び双葉町外の福島 県内で発生し中間貯蔵施設内に搬 入した除染廃棄物、並びに中間貯 蔵施設内に搬入された焼却残さを 処理するための施設であり、継続 して処理施設を使用することが必要 である。 今後、当該施設の応急仮設状態の 解消に向けて、改修工事や諸手続 等に要する期間を考慮し、2028年 3月末まで活用期間の延長が必要 である。	双葉町で発生した廃棄物は、震災 前までは、双葉地方広域市町村圏 組合の施設で処理していたが、福 島第一原発の事故により放射性物 質に汚染された廃棄物を受け入れ られなくなったため、その代替施設 として必要不可欠である。
						2022	10	26	2028	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (m ²)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明	
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)				
						年	月	日	年								月
196	毛萱・波倉スクリーニング場(2)	双葉郡檜葉町波倉字小浜作12	内閣府	除染検査施設	889.42	2020	3	13	2022	2	15	鉄骨造	1	8	1	原子力災害対策本部	福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された帰還困難区域の入域は制限されているが、当該区域を通行する場合は車両等のスクリーニングを実施することとなっているほか、一時立入り等を実施する者の安全を確実に確保する必要等がある。 このように、少なくとも避難指示が継続している間は、福島第一原子力発電所サイト内ではなく、当該区域に常駐して放射性物質の管理に係る業務を行う必要があるところ、帰還困難区域の解除がいつとなるか現時点では見通せない状況であるが、現在の復興庁設置期間が2030年度までであることを考慮し、2030年度まで活用期間を延長したい。
						2022	2	14	2031	3	31						
197	長塚越田スクリーニング場	双葉町大字長塚越田1-38	内閣府	除染検査施設	547.59	2020	12	13	2022	3	15	鉄骨造	1	15	1	原子力災害対策本部	福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された帰還困難区域の入域は制限されているが、当該区域を通行する場合は車両等のスクリーニングを実施することとなっているほか、一時立入り等を実施する者の安全を確実に確保する必要等がある。 このように、少なくとも避難指示が継続している間は、福島第一原子力発電所サイト内ではなく、当該区域に常駐して放射性物質の管理に係る業務を行う必要があるところ、帰還困難区域の解除がいつとなるか現時点では見通せない状況であるが、現在の復興庁設置期間が2030年度までであることを考慮し、2030年度まで活用期間を延長したい。
						2022	3	14	2031	3	31						
198	高津戸スクリーニング場	富岡町大字上手岡字高津戸(道の一部)	内閣府	除染検査施設	139.95	2020	3	24	2022	3	15	鉄骨造	1	15	1	原子力災害対策本部	福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された帰還困難区域の入域は制限されているが、当該区域を通行する場合は車両等のスクリーニングを実施することとなっているほか、一時立入り等を実施する者の安全を確実に確保する必要等がある。 このように、少なくとも避難指示が継続している間は、福島第一原子力発電所サイト内ではなく、当該区域に常駐して放射性物質の管理に係る業務を行う必要があるところ、帰還困難区域の解除がいつとなるか現時点では見通せない状況であるが、現在の復興庁設置期間が2030年度までであることを考慮し、2030年度まで活用期間を延長したい。
						2022	3	14	2031	3	31						

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m ²)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
199	中屋敷スクリーニング場	大熊町大字野上字小塚(道の一部)	内閣府	除染検査施設	86.54	2020	3	24	2022	3	15	鉄骨造	1	10	1	原子力災害対策本部	福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された帰還困難区域の入域は制限されているが、当該区域を通行する場合は車両等のスクリーニングを実施することとなっているほか、一時立入り等を実施する者の安全を確実に確保する必要等がある。 このように、少なくとも避難指示が継続している間は、福島第一原子力発電所サイト内ではなく、当該区域に常駐して放射性物質の管理に係る業務を行う必要があるところ、帰還困難区域の解除がいつなるか現時点では見通せない状況であるが、現在の復興庁設置期間が2030年度までであることを考慮し、2030年度まで活用期間を延長したい。	放射性物質は、本来、外部への飛散がないよう東京電力福島第一原子力発電所サイト内で厳重に管理し処理するものであるが、東京電力福島第一原子力発電所が被災したことにより放射線管理を行う区域が拡大したため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。一時立入り等を実施する者の放射線への不安払拭や拡散防止の観点から帰還困難区域が解除されるまでの間は必要不可欠である。
						2022	3	14	2031	3	31							
200	大野スクリーニング場	大熊町大字下野上字大野98-1	内閣府	除染検査施設	482.58	2020	3	13	2022	3	15	鉄骨造	1	13	1	原子力災害対策本部	福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された帰還困難区域の入域は制限されているが、当該区域を通行する場合は車両等のスクリーニングを実施することとなっているほか、一時立入り等を実施する者の安全を確実に確保する必要等がある。 このように、少なくとも避難指示が継続している間は、福島第一原子力発電所サイト内ではなく、当該区域に常駐して放射性物質の管理に係る業務を行う必要があるところ、帰還困難区域の解除がいつなるか現時点では見通せない状況であるが、現在の復興庁設置期間が2030年度までであることを考慮し、2030年度まで活用期間を延長したい。	放射性物質は、本来、外部への飛散がないよう東京電力福島第一原子力発電所サイト内で厳重に管理し処理するものであるが、東京電力福島第一原子力発電所が被災したことにより放射線管理を行う区域が拡大したため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。一時立入り等を実施する者の放射線への不安払拭や拡散防止の観点から帰還困難区域が解除されるまでの間は必要不可欠である。
						2022	3	14	2031	3	31							
201	津島スクリーニング場	浪江町大字下津島字萱深14番地	内閣府	除染検査施設	527.96	2021	7	1	2022	4	1	鉄骨造	1	30	1	原子力災害対策本部	福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された帰還困難区域の入域は制限されているが、当該区域を通行する場合は車両等のスクリーニングを実施することとなっているほか、一時立入り等を実施する者の安全を確実に確保する必要等がある。 このように、少なくとも避難指示が継続している間は、福島第一原子力発電所サイト内ではなく、当該区域に常駐して放射性物質の管理に係る業務を行う必要があるところ、帰還困難区域の解除がいつなるか現時点では見通せない状況であるが、現在の復興庁設置期間が2030年度までであることを考慮し、2030年度まで活用期間を延長したい。	放射性物質は、本来、外部への飛散がないよう東京電力福島第一原子力発電所サイト内で厳重に管理し処理するものであるが、東京電力福島第一原子力発電所が被災したことにより放射線管理を行う区域が拡大したため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。一時立入り等を実施する者の放射線への不安払拭や拡散防止の観点から帰還困難区域が解除されるまでの間は必要不可欠である。
						2022	3	31	2031	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (m ²)	建築基準法による 存続期間 (上段:始期,下段:終期)		特例による 活用期間 (上段:始期,下段:終期)		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であること の説明		
						年	月	日	年	月	日	構造	階数 地上				棟数	区画数 (入居者数)
202	加倉スクリーニング場	浪江町大字加倉字加倉前20-1,20-3	内閣府	除染検査施設	141.89	2020	3	13	2022	3	15	鉄骨造	1	14	1	原子力災害対策本部	福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された帰還困難区域の区域は制限されているが、当該区域を通行する場合は車両等のスクリーニングを実施することとなっているほか、一時立入り等を実施する者の安全を確実に確保する必要等がある。 このように、少なくとも避難指示が継続している間は、福島第一原子力発電所サイト内ではなく、当該区域に常駐して放射性物質の管理に係る業務を行う必要があるところ、帰還困難区域の解除がいつなるか現時点では見通せない状況であるが、現在の復興庁設置期間が2030年度までであることを考慮し、2030年度まで活用期間を延長したい。	放射性物質は、本来、外部への飛散がないよう東京電力福島第一原子力発電所サイト内で厳重に管理し処理するものであるが、東京電力福島第一原子力発電所が被災したことにより放射線管理を行う区域が拡大したため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。一時立入り等を実施する者の放射線への不安払拭や拡散防止の観点から帰還困難区域が解除されるまでの間は必要不可欠である。